付 録 I

清涼飲料水編

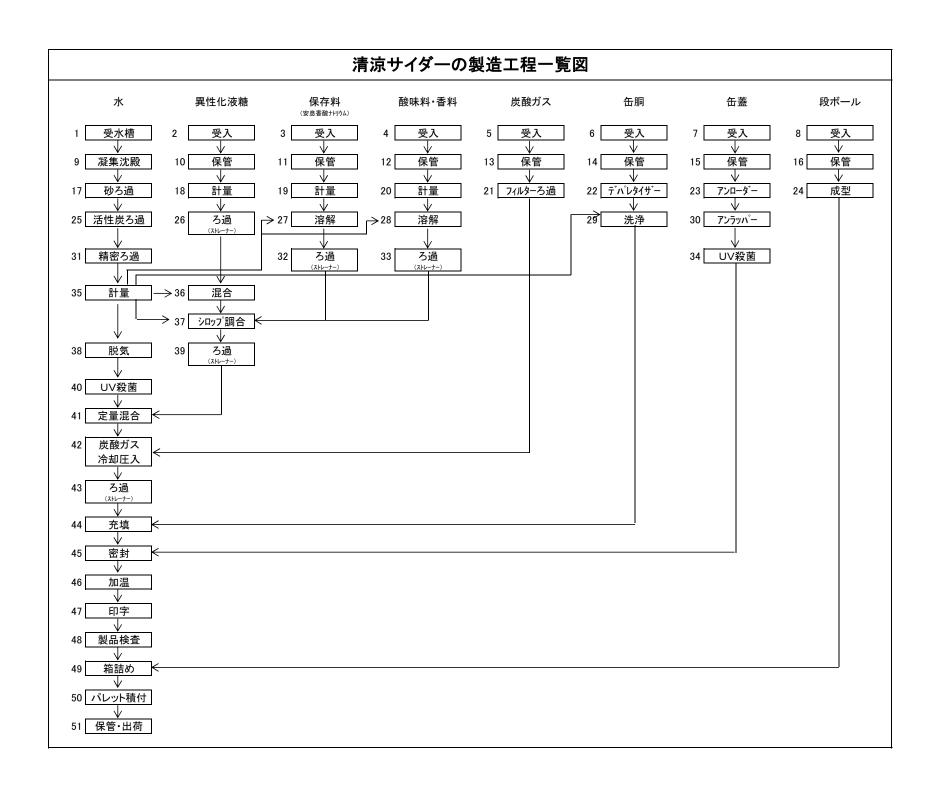
- OHACCP モデル例
- ○参考資料
 - ・食品衛生法における食品、添加物等の規格基準等
 - ・食品衛生上の危害の原因となる物質例

HACCP モデル例

製品説明書

製品名 清涼サイダー

記載事項	内容
製品の名称及び種類	製品の名称:透明炭酸飲料(缶詰・非殺菌) 種類:清涼飲料水
原材料に関する事項	水、異性化液糖、香料、クエン酸、クエン酸ナトリウム、 炭酸ガス、安息香酸ナトリウム
使用基準のある添加物 の名称とその使用量	安息香酸ナトリウム(保存料) 使用量:安息香酸として0.60g/kg
容器包装の材質及び形態	① 金属缶(缶胴はスティール、缶蓋はアルミ) ② 内面:エポキシアクリル系塗料
製品の特性	・二酸化炭素圧力が20℃で98kPa (0.098MPa) 以上であること ・pH4.0 未満であること ・無色透明で清涼感のある香味を有すること ・その他食品衛生法上特記すべき事項なし
製品の規格	・原材料由来以外の異物(混濁・沈殿)のないこと ・ヒ素及び鉛が検出されないこと ・スズの含有量は150.0ppm を超えないこと ・大腸菌群が陰性であること ・官能検査による異味・異臭のないこと ・カビ、酵母、一般細菌が製品規格内であること
保存方法 消費期限又は賞味 期限	1 年(常温保存)
喫食又は利用の方法	そのまま飲用
喫食の対象消費者	一般消費者



危 害 要 因 分 析 表

原材料/工程 (1)で発生が予想される ハザードは何か? が必要で 重大な危 何か? (3)欄の判断をした根拠は 何か? (3)欄で里要と認められた ハザードの管理手段は何 か。	(6) この工 程は CCP か?
原材料/工程 (1)で発生が予想される が必要で が必要で 重大な危 害要因で あるか? (3)欄の判断をした根拠は 何か? (3)欄の判断をした根拠は がが。 (3)欄で重要と認められた のが・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	この工 程は CCP か?
原材料/工程 (1)で発生が予想される が必要で	程は CCP か?
【原材料由来】	
#24-14-1-11-1-21-4	
1. 水:市水 (受水槽) 生物: 水道水質 化学: 基準に 物理: 不適合 Yes 水道水本管亀裂による汚染 水質検査の実施 製造設備保守点検管理標準	No
生物: 微生物の存在 Yes 生産段階での混入の可能性 生産者の品質保証 I	No
2. 異性化液糖 化学: 化学物質の存在 Yes 生産段階での混入の可能性 生産者の品質保証 I	No
(受入) 生産者の品質保証	No
生物: 微生物の存在 Yes 生産者の管理不要 生産者の品質保証 生産者への衛生管理指導 I	No
3. 保存料:安息 香酸ナトリウム 合 Yes 生産者の管理不良 生産者の品質保証 生産者への衛生管理指導	No
4. 酸味料、香料 生産者の品質保証 生産者のの衛生管理指導	No
生物: なし	
C C C C C C C C C C	No
リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	No
生物: 微生物の存在 Yes 生産者の管理不良 生産者の品質保証 生産者への衛生管理指導 I	No
6. 缶胴(受入) 7. 缶蓋(受入) 化学: 化学物質の存在 Yes 生産者の管理不良 生産者の品質保証 生産者への衛生管理指導	No
物理: 異物の存在 Yes 生産段階での混入の可能性 生産者の品質保証 生産者への衛生管理指導	No
生物: なし	
8. 段ボール (受入) 化学: なし	•••••
物理: なし	

製品の名称:清涼サイダー				[No. 2 / 7]	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
原材料/工程	(1)で発生が予想される ハザードは何か?	予防、除 去・低減	(3)欄の判断をした根拠は何か?	(3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	この工 程は CCP か?
【製造工程由	· 来】				•
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
1 平水油	微生物の増殖	No	残留塩素濃度で管理できる		
1.受水槽	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
9. 凝集沈殿 17. 砂ろ過	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
25. 活性炭ろ過 31. 精密ろ過 35. 計量(水)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(原料保管取り扱い基 準)で管理できる		
10. 保管	微生物の増殖	No	水分活性が低いので起こり づらい		
(異性化液糖)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
 11. 保管(保存料) 12. 保管	微生物の増殖	No	SSOP(原料保管取り扱い基 準)で管理できる		
(酸味料、香料)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(原料保管取り扱い基 準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
	生物:なし				
13. 保管 (炭酸ガス)	化学: なし				
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		

製品の名称	: 清涼サイダー	[No. 3 / 7]			
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
原材料/工程	(1)で発生が予想される ハザードは何か?	予去が重要なる。 除滅で危で 事るか?	(3)欄の判断をした根拠は何か?	(3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	この工 程は CCP か?
【製造工程由	· 来】				
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
	微生物の増殖	No	SSOP(原料保管取り扱い基 準)で管理できる		
14.保管(缶胴) 15.保管(管蓋)	化学: 化学物質の混入	No	SSOP(原料保管取り扱い基 準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
	残缶への異物混 入	No	SSOP(原料保管取り扱い基準)で管理できる		
10/8 年	生物: なし				
16.保管 (段ボール) 24.成型	化学: なし				
	物理:なし				
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
18.計量	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
(異性化液糖)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(計量作業基準)で管理できる		
	機生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
19.計量(保存料)	微生物の生残	Yes	計量過小により微生物制御 が弱くなる	計量作業基準の遵守により 管理できる	No
19.61 里(体行行)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
		Yes	計量過多により化学物質が 多く残る	計量作業基準の遵守により 管理できる	No
	物理:異物の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		

製品の名称:	: 清涼サイダー			[No. 4 / 7]	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
原材料/工程	(1)で発生が予想される ハザードは何か?	予去が重要な に滅で危で まるか?	(3)欄の判断をした根拠は何か?	(3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	この工 程は CCP か?
【製造工程由另	 表】				•
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(計量作業基準)で管理できる		
20. 計量	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
(酸味料、香料)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(計量作業基準)で管 理できる		
	生物:なし				
21. フィルターろ 過(炭酸ガス)	化学: 化学物質の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
22. デパレタイ ザー	微生物の増殖 なし				
23. アンローダー 30. アンラッパー	化学: なし				
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
26, 32, 33, 39.	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
ろ過:ストレー ナー	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
(26, 39. 異性化液 糖、32. 保存料、 33. 酸味料·香料)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
 27. 溶解(保存料) 28. 溶解	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
(酸味料、香料)	化学:洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		

製品の名称:清涼サイダー				[No. 5 / 7]		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
原材料/工程	(1)で発生が予想される ハザードは何か?	予去が重害あい、低減で危で?	(3)欄の判断をした根拠は何か?	(3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	この工 程は CCP か?	
【製造工程由	来】					
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造作業基準)で管 理できる			
36. 混合	微生物の増殖	No	pHが低い、滞留時間が短く 起こりづらい			
37. シロップ調合	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる			
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造作業基準)で管 理できる			
	生物: 微生物の生残	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
	微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
29. 洗浄(缶胴)	化学: 殺菌剤の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
	物理: 異物の残存	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
	異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
	生物: 微生物の生残	Yes	紫外線殺菌灯劣化による紫 外線効果減少	製造設備保守点検管理を遵 守することにより管理できる	No	
34. UV 殺菌(缶 蓋)	化学: なし					
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			
20 昭年	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい			
38. 脱気	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる			
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる			

製品の名称	: 清涼サイダー		[No. 6 / 7]		
(1) 原材料/工程	(2) (1)で発生が予想される ハザードは何か?	(3) 予防、除 去・必要を が 重要となる を あるか?	(4) (3)欄の判断をした根拠は 何か?	(5) (3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	(6) この工 程は CCP か?
【製造工程由系	· 来】				
	生物: 微生物の生残	Yes	紫外線殺菌灯劣化による紫 外線効果減少	製造設備保守点検管理を遵守することにより管理できる	No
40. UV 殺菌	1 1 1 3		流量過多による紫外線効 果減少	作業標準により管理できる	
(処理水)	化学: なし 				
	物理: 異物の混入	Yes	装置の破損	後工程(43)で除去できる	No
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
41. 定量混合	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
41. 足里 /比口 	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物への静菌 効果不足	Yes	炭酸ガス圧力、冷却温度の 管理不良によるガスボリュー ム不足により静菌効果の減 少	製造設備保守点検管理基準 カーボネーター作業標準	CCP1
40 4 54 7 7 7 4 7	微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
42. 炭酸ガス冷却 圧入	微生物の増殖 	No	滞留時間が短く起こりづらい		
	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
43. ろ過:ストレー ナー(水)	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理: 異物の残存	Yes	ろ過機のセット不良による異 物の残存が起こりえる	製造作業基準を遵守するこ とにより管理できる	No
	異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		

製品の名称	: 清涼サイダー			[No. 7 / 7]	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
原材料/工程	(1)で発生が予想される ハザードは何か?		(3)欄の判断をした根拠は何か?	(3)欄で重要と認められた ハザードの管理手段は何 か?	この工 程は CCP か?
【製造工程由系	来】				
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
44.充填	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
111 .兀-塓	化学: 洗浄剤、殺菌剤 の混入	No	SSOP(製造設備洗浄殺菌 基準)で管理できる		
	物理:異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
45.密封	微生物の増殖	No	滞留時間が短く起こりづらい		
45.街到	化学: 化学物質の混入	Yes	シーマー潤滑油の混入	製造作業基準により管理で きる	No
	物理: 異物の混入	No	SSOP(製造設備保守点検 管理基準)で管理できる		
46. 加温	生物: 微生物の汚染	No	SSOP(製造作業基準)で管 理できる		
47. 印字 48. 製品検査 49. 箱詰め	微生物の増殖	No	通常起こりづらい		
50. パレット積付 け	化学: なし				
51. 保管・出荷	物理: なし「				

HACCPプラン

製品名 清涼サイダー

	<u> </u>
gen II I	<u> </u>
CCP番号	CCP 1
段階/工程 ハザード	42 / 炭酸ガス冷却圧入
生物学的	微生物の増殖
発生要因	炭酸ガス圧力、冷却温度の管理不良によるガスボリューム不足により静菌効果の減少し、微生物が発芽増殖する可能性がある。
管理手段	製造設備保守点検管理基準カーボネーター作業標準の遵守
管理基準	炭酸ガス圧入機(カーボクーラー)内の炭酸ガス圧が●kパスカル以上でかつ、温度が▲℃以下であること。
モニタリング方法 何を 如何にして 頻度 担当者	 ・炭酸ガス圧入機圧力計の炭酸ガス圧力の確認 頻度:スタート時及び所定時間ごと 担当者:製造係 ・炭酸ガス圧入機の自記記録チャート紙の圧力及び温度の確認 頻度:連続 担当者:製造係
改善措置 措 置 担当者	 ・炭酸ガス圧入が管理基準を逸脱した場合は、製造を停止し、工程を修復して正常な状態に復帰したことを確認したうえ、運転を再開する。担当者:製造係 ・冷却温度が管理基準を逸脱した場合は、製造を停止し、工程を修復して正常な状態に復帰したことを確認したうえ、運転を再開する。担当者:製造係 ・管理基準逸脱時に製造した半製品、製品はすべて廃棄する。担当者:製造係
検証方法 何を 如何にして 頻度 担当者	 ・炭酸ガス圧記録の確認 頻度:製造日ごと 担当者:製造課長 ・自記記録チャート紙の圧力と温度の確認 頻度:製造日ごと 担当者:製造課長 ・密封後の製品の炭酸ガス圧力と温度検査 頻度:1回/時間 担当者:製造係 ・最終製品の微生物検査 頻度:3本/日 担当者:品質管理係 ・微生物検査記録の確認 頻度:年1回 担当者:品質管理係 ・測定器の校正(圧力計、自記圧力計、自記温度計) 頻度:年1回 担当者:品質管理係 ・ 測定器の校正(圧力計、自記温度計) 頻度:年1回 担当者:品質管理係 ・ 管理基準逸脱時の逸脱内容及び改善措置内容の確認 頻度:発生日ごと 担当者:製造課長
記録文書名記録内容	・炭酸ガス圧入機日報:・日時・炭酸ガス圧力・担当者氏名 ・自記記録チャート紙:・日時・炭酸ガス圧力・冷却温度・担当者氏名 ・運転管理日報:・日時・製品炭酸ガス圧力・製品温度・担当者氏名 ・微生物検査日報:・日時・検査結果・担当者氏名 ・測定器校正記録:・日時・校正機器名・校正内容・担当者氏名 ・改善措置記録:・日時・異常内容・措置内容・改善内容・担当者氏名

参考資料

食品衛生法における 食品、添加物等の規格基準等

※平成27年9月30日時点での情報

各種食品の規格基準

規格基準			備考			
凉飲料水 成分規格 1.一般規格			別に調理基準			
	・混濁*1したものであっ	てはならない	(清涼飲料水全			
	・沈殿物*1又は固形の異	自動調理機で調				
				ない		理されるもの)
			・スズの含有量 ^{*3} は、15	0.0ppm を超えるものであっては	あり	
	ならない					
	・大腸菌群が陰性でなけれ	ればならない (L.B.培地法)	※ 1			
			混濁、沈殿物:			
	2. 個別規格		原材料として用			
	1) ミネラルウォーター舞	頁(水のみを原料とする清涼飲料	いられる植物若			
	水をいう)のうち殺菌ス	又は除菌を行わないもの	しくは動物の組			
	一般規格の①~④に加え	え、次の表に掲げる規格に適合す	織成分,着香若			
	るものでなければならな	211	しくは着色の目			
	亜鉛	5mg/L以下	的に使用される			
	カドミウム	0.003mg/L以下	添加物又は一般			
	水銀	0.0005mg/L以下	に人の健康を損			
	セレン	0.01mg/L以下	なうおそれがな			
	銅	1mg/L以下	いと認められる			
	鉛	0.05mg/L以下	死滅した微生物			
	バリウム	1mg/L以下	(製品の原材料			
	ヒ素	0.05mg/L以下	に混入すること			
	マンガン	2mg/L以下	がやむを得ない			
	六価クロム	0.05mg/L以下	ものに限る。)に			
	シアン(シアンイオン	0.01mg/L以下	起因する混濁を			
	及び塩化シアン)		除く。			
	硝酸性窒素及び亜硝酸	10mg/L以下				
	性窒素		※ 2			
	フッ素	2mg/L以下	固形の異物:			
	ホウ素(ホウ酸として)	30mg/L以下	原材料として用			
	腸球菌 ^{※4}	陰性(AC培地法)	いられる植物た			
	禄膿菌 ^{※4}	陰性 (アスパラギンブイヨ	る固形物でその			
		ン法)	容量百分率が			
			30%以下である			
	2) ミネラルウォーター類	[のうち殺菌又は除菌を行うもの	ものを除く。			
	一般規格の①~④に加っ	え、次の表に掲げる規格に適合す				
	るものでなければならない	, , ,				
		成分規格 1. 一般規格 ・混濁**1 したものであっ ・沈殿物**1 又は固形の異ない ・スズの含有量**3 は、15 ならない ・大腸菌群が陰性でなけれるとのでない。 ・大腸菌科の①~④にからが、 亜鉛カドミウム水銀 カドリウムと素マンガン (シアンイオン及び性窒素マンガム、シアン(シアン) 硝酸性窒素フッ素、ホウ酸として) (砂量素の変素、ホウ酸として) (水・ ・大場破壊 ・大場で変素である。 ・大場、 ・大場、 ・大場ののでなければならが、 ・大場のでなければならが、 ・大場のでなければならが、 ・大場のでなければならが、 ・大場のである。 ・大きないのである。 ・大きないのである。	成分規格			

亜鉛	5mg/L以下
カドミウム	0.003mg/L以下
水銀	0.0005mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
銅	1mg/L以下
鉛	0.05 mg/L 以下
バリウム	1 mg/L以下
ヒ素	0.05 mg/L 以下
マンガン	2 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
塩素酸	0.6 mg/L 以下
クロロホルム	0.06 mg/L以下
残留塩素	3 mg/L以下
シアン(シアンイオン及び塩化シア	0.01 mg/L 以下
ン)	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.04 mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びト	
ランス-1,2-ジクロロエチレン(シ	0.04 mg/L 以下
ス体とトランス体の和として)	
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下
臭素酸	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.004 mg/L 以下
トルエン	0.4 mg/L 以下
フッ素	2 mg/L以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
ブロモホルム	0.09 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
ホウ素 (ホウ酸として)	30 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下

Ж 3

スズの含有量: 金属製容器包装 入りのものにつ いて。

※ 4

腸球菌、緑膿菌:

容器包装内の二 酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 未 満である場合に 必要

有機物等(全有機炭素)	3 mg/L 以下
味	異常でない
臭気	異常でない
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

3) ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 一般規格の①~④に加え、次の表に掲げる規格に適合す るものでなければならない

ヒ素	検出しない	
鉛	検出しない	
パツリン*5	0.050ppm 以下	

製造基準

1. 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、殺菌したものであること(未使用の容器で殺菌又は殺菌効果を有する方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われた容器は除く)

2. 個別基準

 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わない もの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満)

【原水】

- ・自然に、又は掘削によって地下の帯水層から直接得られ る鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、 その衛生確保に十分に配慮すること
- ・構成成分、湧出量及び温度が安定したものであること
- ・人為的な環境汚染物質を含まないこと(別途成分規格が 設定されている場合はこの限りではない)
- ・病原微生物に汚染されたもの又は汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。
- ・次の表に掲げる基準に適合すること**6

芽胞形成亜硫酸還元	陰性(亜硫酸-鉄加寒天培地法)
嫌気性菌	
腸球菌	陰性(KFレンサ球菌寒天培地法)
緑膿菌	陰性 (mPA-B 寒天培地法)
大腸菌群	陰性(L.B.培地法)
細菌数	5/mL 以下 (標準寒天培地法)

※ 5

パツリン:

りんごの搾汁及 び搾汁された果 汁のみを原料と する場合に必要

※ 6

記録を 6 か月間 保存しなければ ならない

【製造方法等】

- ・原水は、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装 に充填した後、密栓又は密封すること
- ・原水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若し くは脱気以外の操作を施さないこと
- ・採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水 を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持す ること
- ・採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に 行うこと

【製品】

・容器包装詰め直後の製品は、次の表に掲げる基準に適合すること**6

2) ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わない もの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上)

【原水】

・次の表に掲げる基準に適合するものでなければならない

細菌数	100/mL以下(標準寒天培地法)		
大腸菌群	陰性(L.B.培地法)		

- 3) ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの 【原料として使用する水】
- ・次の表に掲げる基準に適合するものでなければならない

細菌数	100/mL以下(標準寒天培地法)
大腸菌群	陰性(L.B.培地法)

【殺菌、除菌、製造方法等】

- ・容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、 又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しく はろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充填し た後、密栓若しくは密封すること
- ・殺菌又は除菌は、中心温度を 85℃で 30 分間加熱する方 法、又は原料とする水等に由来し食品中に存在し、発育し 得る微生物を死滅又は除去するのに十分な効力を有する 方法で行うこと**6

4) 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料**⁷ 及び原料用果汁以外)

【原料として用いる水】

- ・水道水又は次のいずれかであること
 - ①ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの)
 - ②ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの)
- ① (腸球菌、緑膿菌は除く) 又は②の成分規格の個別規格及び製造基準(採水から容器包装詰めまでに係る基準は除く) に適合し、かつ、次の基準に適合すること

鉄	0.3mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下

【原料】

製造に使用する果実、野菜等の原料は、鮮度その他の品質が良好なものであり、必要に応じて十分洗浄したものであること

【殺菌、除菌、製造方法等】

- ・容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、 又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若し くはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充 填した後、密栓若しくは密封すること
- ・殺菌又は除菌は次の表に掲げた方法**8で行うこと(容器 包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上で、植物又 は動物の組織成分を含有しない場合は殺菌及び除菌を 要しない)

殺菌	①pH4.0 未満	中心部の温度を 65℃で
		10 分間加熱する方法又
		はこれと同等以上の効力
		を有する方法
	②pH4.0以上(pH4.6	中心部の温度を 85℃で
	以上、水分活性が	30 分間加熱する方法、又
	0.94 を超えるもの	はこれと同等以上の効力
	を除く)	を有する方法
	③pH4.6 以上で水分	原材料等に由来して当該
	活性が 0.94 を超え	食品中に存在し、発育し

※ 7

冷凍果実飲料: 果実の搾汁又は 果実の搾汁を濃 縮したものであ 凍したものであ つて,原料用果 汁以外のもの

₩ 8

殺菌に係る殺菌 温度及び殺菌時間の記録又は除 菌に係る記録は 6月間保存する こと

	るもの	得る微生物を死滅させる
		のに十分な効力を有する
		方法又は②に定める方法
除菌	原材料等に由来して	当該食品中に存在し、発育
	し得る微生物を除去っ	するのに十分な効力を有す
	る方法	

【製造方法等】

・紙栓により打栓する場合は、打栓機械により行うこと

5) 冷凍果実飲料

【原料】

・原料用果実は、傷果、腐敗果、病害果等でない健全なも のを用いること

【殺菌、除菌、製造方法等】

- ・原料用果実は水、洗浄剤等に浸して果皮の付着物を膨潤 させ、ブラッシングその他の適当な方法で洗浄し、十分 に水洗した後、次亜塩素酸ナトリウム液その他の適当な 殺菌剤を用いて殺菌し、十分に水洗すること
- ・殺菌した原料用果実は、汚染しないように衛生的に取り 扱うこと
- ・搾汁及び搾汁された果汁の加工は、衛生的に行うこと
- ・製造に使用する器具及び容器包装は適当な方法で洗浄 し、殺菌したものであること(未使用の容器で殺菌又は 殺菌効果を有する方法で製造され、汚染するおそれのな いように取り扱われた容器は除く)
- ・搾汁された果汁(密閉型全自動搾汁機により搾汁された ものを除く)の殺菌又は除菌は次の表に掲げた方法で行 うこと

殺菌	①pH4.0 未満	中心部の温度を 65℃で 10
		分間加熱する方法、又はこ
		れと同等以上の効力を有
		する方法
	②pH4.0以上	中心部の温度を 85℃で 30
		分間加熱する方法、又はこ
		れと同等以上の効力を有
		する方法

		除菌 原材料等に由来して当該食品中に存在し、発育 し得る微生物を除去するのに十分な効力を有す る方法 【製造方法等】 ・搾汁された果汁は、自動的に容器包装に充填し、密封す ること	
		・化学合成品たる添加物(酸化防止剤を除く)を使用しないこと 6) 原料用果汁 ・製造に使用する果実は、鮮度その他の品質が良好なものであり、必要に応じて十分洗浄したものであること ・搾汁及び搾汁された果汁の加工は、衛生的に行うこと	
	保存基準	・紙栓をつけたガラス瓶に収められたもの:10℃以下 ・清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料、原料用果汁以外)のうちpH4.6以上かつ水分活性が 0.94 を超えるものであり、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で殺菌又は除菌を行わないもの:10℃以下 ・冷凍果実飲料、冷凍した原料用果汁:-15℃以下 ・原料用果汁:清潔で衛生的な容器包装で保存	
粉末清涼飲料	成分規格	・混濁・沈殿物:飲用時の倍数の水で溶解した液が「清涼飲料水」の成分規格混濁及び沈殿物の項に適合すること・ヒ素、鉛、カドミウムは、検出しないこと・スズの含有量は、150.0ppmを超えるものであってはならない	別に製造基準、及び保存基準(コップ販売式自動販売機に収めたもの)あり
		[乳酸菌を加えないもの] ・大腸菌群:陰性(L.B.培地法) ・細菌数:3,000/g以下(標準寒天培地法) [乳酸菌を加えたもの] ・大腸菌群:陰性(L.B.培地法) ・細菌数(乳酸菌を除く):3,000/g以下(標準寒天培地法) 法)	

氷雪	成分規格	・大腸菌群(融解水):陰性(L.B.培地法)	
小当	双刀戏俗	* 入肠困碎(骶件小). 层性(L. D. 培地伝) 	
		・細菌数 (融解水): 100/mL 以下 (標準寒天培地法)	
	製造基準	・原水:飲用適の水	
氷菓	成分規格	・細菌数 (融解水):10,000/mL以下 (標準寒天培地法)	はっ酵乳又は乳
		・大腸菌群 (融解水):陰性 (デソキシコーレイト寒天培	酸菌飲料を原料
		地法)	として使用した
	保存基準	・保存する場合に使用する容器は適当な方法で殺菌したも	ものにあって
		のであること	は、細菌数の中
		・原料及び製品は、有蓋の容器に貯蔵し、取扱中手指を直	に乳酸菌及び酵
		接原料及び製品に接触させないこと	母を含めない
			別に製造基準あ
			ŋ

区分	規格基準							
食肉製品	成分規格	成分規格 (1) 一般規格						
	・亜硝酸根: 0.070 g /kg 以下							
		(2) 個別規格						
			乾燥食	非加熱食	特定加熱	加熱食	肉製品	
			肉製品	内製品	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	包装後加食肉製品	加熱殺菌	
			M age iii	内表面	及內表面	熱殺菌	後包装	
		E.coli (EC 培地)	陰性	100/g 以下	100/g 以下	_	陰性	
		黄色ブドウ球菌(ベアード・パ		1,000/g	1,000/g		1,000/g	
		ーカー寒天培地)	_	以下	以下	_	以下	
		サルモネラ属菌 (25g 中、RV 培 地及び TT 培地)	_	陰性	陰性	_	陰性	
		リステリア・モノサイトゲネス (half-Fraser 液体培地)	_	100/g 以下	_	_	_	
		クロストリジウム属菌			1,000/g	1,000/g		
		(クロストリジウム培地)	_		以下	以下	_	
		大腸菌群 (B.G.L.B. 培地)	_	_	_	陰性	_	
		水分活性	0.87		_	_	_	
		NA II II	未満					
		乾燥食肉製品:乾燥させた食肉製品であり、乾燥食肉製品として販売するもの						
		(ビーフジャーキー、ドライビーフ、サラミソーセージ等)						
		非加熱食肉製品:食肉を塩漬けした後、くん煙・乾燥、その中心部の温度を 63℃						
		で 30 分間加熱又はこれと同等以上の効力を有する加熱殺菌を行						
		っていない食肉製品で、非加熱食肉製品として販売するもの(乾						
		燥食肉製品を除く)						
		(水分活性 0.95 以上:パルマハム、ラックスシンケン、コッパ、						
		カントリーハム等、水分活性 0.95 未満:ラックスハム、セミ						
		ドライソーセージ等)						
		特定加熱食肉製品:その中心部の温度を 63℃で 30 分間加熱又はこれと同等以 トの効力を有する方法以外の方法による加熱発売を行った食肉						
		上の効力を有する方法以外の方法による加熱殺菌を行った食肉						
		製品(乾燥食肉製品及び非加熱食肉製品を除く) (ウエスタンタイプベーコン、ローストビーフ等)						
		加熱食肉製品:乾燥食肉製		·			以外の食肉	
		製品						
		(ボンレス/	、ム、ロー	ースハム、	プレスハ、	ム、ウイン	ナーソーセ	
			•	`		• • • •		

ージ、フランクフルトソーセージ、ベーコン等)

保存基準

- (1) 一般基準
- ・冷凍食肉製品:-15℃以下
- ・製品は清潔で衛生的な容器に収めて密封又は、ケーシングする。又は清潔で 衛生的な合成樹脂フィルム、合成樹脂加工紙、硫酸紙もしくはパラフィン紙 で包装、運搬のこと

(2) 個別基準

	4℃以下	肉塊のみを原料食肉とする場合で水分活性が 0.95 以上
	4C以下	のもの
非加熱食肉製品		肉塊のみを原料食肉とする場合以外で、pH が 4.6 未満
	10℃以下	又は pH が 5.1 未満かつ水分活性が 0.93 未満のものを
		除く
此点如数众内侧口	4℃以下	水分活性が 0.95 以上のもの
特定加熱食肉製品	10℃以下	水分活性が 0.95 未満のもの
		気密性のある容器包装に充てんした後、製品の中心部の
加熱食肉製品	10℃以下	温度を 120℃で4分間加熱する方法又はこれと同等以上
		の効力を有する方法により殺菌したものを除く

別に製造基準あり

区分	規格基準		備考
魚肉ねり製	成分規格	・大腸菌群:陰性(魚肉すり身を除く)(B.G.L.B. 培地)	別に製造基準あ
品		・亜硝酸根:0.05g/kg 以下(魚肉ソーセージ、魚肉ハム)	ŋ
	保存基準	・10℃以下保存(魚肉ソーセージ、魚肉ハム、特殊包装か	
		まぼこ)ただし、気密性の容器包装に充てん後、製品の	
		中心部の温度を 120℃、4 分加熱(同等以上の方法を含	
		む) した製品及び pH4.6 以下又は水分活性 0.94 以下の	
		ものを除く	
		・冷凍製品:-15℃以下保存	
		・清潔で衛生的にケーシングするか、清潔で衛生的な有蓋	
		の容器に収めるか、または清潔な合成樹脂フィルム、同	
		加工紙、硫酸紙もしくはパラフィン紙で包装、運搬のこ	
		٤	
いくら、す	成分規格	• 亜硝酸根: 0.005g/kg 以下	
じこ、たら			
۲			
ゆでだこ	成分規格	・腸炎ビブリオ:陰性(増菌培地)	別に加工基準あ
		[冷凍ゆでだこ]	ŋ
		・細菌数:100,000/g 以下(標準寒天培地)	
		・大腸菌群:陰性 (デソキシコーレイト寒天培地)	
		・腸炎ビブリオ:陰性(増菌培地)	
	保存基準	・10℃以下保存	
		・冷凍ゆでだこ:-15℃以下保存	
		・清潔で衛生的な有蓋の容器又は清潔で衛生的な合成樹脂	
		フィルム、合成樹脂加工紙、硫酸紙もしくはパラフィン	
		紙で包装運搬	
ゆでがに	成分規格	飲食に供する際に加熱を要しないものに限る	別に加工基準あ
		・腸炎ビブリオ:陰性(増菌培地)	Ŋ
		[冷凍ゆでがに]	
		・細菌数:100,000/g 以下(標準寒天培地)	※凍結していな
		・大腸菌群:陰性 (デソキシコーレイト寒天培地)	い加熱調理・加
		・腸炎ビブリオ:陰性(増菌培地)	工用のものにつ
	保存基準	・10℃以下保存(飲食に供する際に加熱を要しないもので	いては規格基
		あって、凍結させていないものに限る)	準は適用されな
		・冷凍ゆでがに:-15℃以下保存	V
		・清潔で衛生的な容器包装に入れ保存、ただし二次汚染防	
		止措置を講じて、販売用に陳列する場合を除く	

介類	保存基準					
	休什基毕	・清潔で衛生的な容器	·存	身にした鮮魚介		
						類(生かきを除
						く)であって、
						生食用のもの
						(凍結させたも
						のを除く)に限
						る(凍結させた
						ものは冷凍食品
						〔生食用冷凍鮮
						魚介類〕の項を
						参照)
						別に加工基準あ
						ŋ
生食用かき	成分規格	・細菌数:50,000/g		別に加工基準あ		
		• E. coli 最確数: 23	0/100g以下	(EC 培地)		ŋ
		[むき身のもの]				
		・腸炎ビブリオ最確数	数:100/g以下	(最確数法)		容器包装に採取
	保存基準	・10℃以下保存				された海域又は
		・生食用冷凍かき:-	-15℃以下保有	7		湖沼を表示する
		・清潔で衛生的な合成	戊樹脂、アルミ	ニウム箔又は	耐水性加	こと
		工紙で包装保存する	らこと			
		・冷凍品を除く生食用	用かきは上記の	ほか、清潔で	衛生的な	
		有蓋容器に収めて係	保存してもよい	`		
冷凍食品	成分規格		1			
			無加熱	加熱後摂耳	取冷凍食品 -	生食用
			摂取冷凍食品	凍結直前	凍結直前	冷凍鮮魚介類
			***************************************	加熱	加熱以外	
		細菌数 (標準平板培養)	100,000	100,000	3,000,000	100,000
			/g以下	/g以下	/g以下	/g以下
		大腸菌群(デソキシコ	陰性	陰性	_	陰性
		ーレイト寒天培地)				
		E. coli (EC 培地)	_	_	陰性*	_
		腸炎ビブリオ最確数	_	<u> </u>	_	100/g
		(増菌培地)				以下

【冷凍食品】

製造又は加工した食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉ねり製品、ゆでだこ及びゆでがに以外)及び切り身、むき身にした鮮魚介類(生かき以外)を凍結させたもので、容器包装に入れられたもの

【無加熱摂取冷凍食品】

冷凍食品のうち製造又は加工した食品を凍結させたもので、飲食に供する際に加熱を要しないとされているもの

【加熱後摂取冷凍食品】

冷凍食品のうち製造又は加工した食品を凍結させたもので、無加熱摂取冷 凍食品以外のもの

【生食用冷凍鮮魚介類】

冷凍食品のうち切り身又はむき身にした鮮魚介類であり、生食用のものを 凍結させたもの

* ただし、小麦粉を主たる原材料とし、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地様食品については、E. coli が陰性であることを要しない。

保存基準

- ·-15℃以下保存
- ・清潔で衛生的な合成樹脂、アルミニウム箔又は耐水性の 加工紙で包装し保存

別に加工基準あ

区分	規格基準		備考
容器包装詰	成分規格	・当該容器包装詰加圧加熱殺菌食品中で発育しうる微生	容器包装詰加圧
加圧加熱殺		物:陰性	加熱殺菌食品と
菌食品		(1) 恒温試験:容器包装のまま採取し、35.0℃で14日間	は、食品(清涼
		保持し、膨張又は漏れを認めない	飲料水、食肉製
		(2) 細菌試験:陰性(TGC 培地法、恒温試験済みのものを	品、鯨肉製品、
		検体とする)	魚肉ねり製品を
			除く)を気密性
			のある容器包装
			に入れ、密封し
			た後、加圧加熱
			殺菌したものを
			いう
			別に製造基準あ
			b

区分:乳・乳製品

1. 原料乳・飲用乳・乳飲料

原料乳

	生乳	生山羊乳
比重(摂氏 15 度において)	1.028 以上	1.030∼1.034
酸度(乳酸として)	0.18%以下 a) 0.20%以下 b)	0.20%以下
無脂乳固形分(%)	_	_
乳脂肪分(%)	_	_
細菌数(1mL 当たり)	400 万以下 (直接個体鏡検法)	400 万以下 (直接個体鏡検法)
大腸菌群	_	_
製造の方法の基準	_	_
保存の方法の基準	_	_
備考	他物の混入禁止	他物の混入禁止

飲用乳

	牛乳	特別牛乳	殺菌山羊乳	成分調整牛乳
比重(摂氏 15 度において)	1.028以上	1.028以上	1.030~1.034	_
酸度(乳酸として)	0.18%以下 a) c) 0.20%以下 b) c)	0.17%以下 a) 0.19%以下 b)	0.20%以下	0.21%以下。)
無脂乳固形分	8.0%以上	8.5%以上	7.5%以上	8.0%以上
乳脂肪分	3.0%以上	3.3%以上	2.5%以上	_
細菌数 (1mL 当たり)	5万以下。	3万以下 (標準平板培養法)	5 万以下 (標準平板培養法)	5万以下。) (標準平板培養法)
大腸菌群	陰性。)	陰性 🛭	陰性 💩	陰性 🛚
製造の方法の基準保存の方法の基準	殺菌法:保持式により 63℃30分またはこれと 同等以上の殺菌効果を 有する方法で加熱殺菌 殺菌後直ちに10℃以下 に冷却して保存のこと (常温保存可能品を除 く)常温保存可能品は 常温を超えない温度で 保存	殺菌法:殺菌する場合 は保持式により 63~ 65℃30分殺菌 処理後(殺菌した場合 にあっては殺菌後)直 ちに10℃以下に冷却し て保存すること	牛乳に同じ 殺菌後直ちに 10℃以 下に冷却して保存す ること	牛乳に同じ
備考	その成分の除去を行わ ないこと 他物の混入禁止(超高 温直接加熱殺菌の際の 水蒸気を除く)牛乳の 残留農薬については農 薬残留基準参照	その成分の除去を行わないこと 他物の混入禁止	他物の混入禁止	他物の混入禁止(超 高温直接加熱殺菌の 際の水蒸気を除く)

	低脂肪牛乳	無脂肪牛乳	加工乳
比重 (摂氏 15 度において)	1.030以上	1.032以上	_
酸度(乳酸として)	0.21%以下。)	0.21%以下。)	0.18%以下。)
無脂乳固形分	8.0%以上	8.0%以上	8.0%以上
의 마 마 //	0.5%以上	0.50/ + 2#	
乳脂肪分	1.5%以下	0.5%未満	_
細菌数 (1mL 当たり)	5 万以下 எ	5万以下 d)	5 万以下 _d)
神国数 (ImL 目にり)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)
大腸菌群	陰性 🛭	陰性。)	陰性。
製造の方法の基準	牛乳に同じ	牛乳に同じ	牛乳に同じ
保存の方法の基準	牛乳に同じ	牛乳に同じ	牛乳に同じ
	他物の混入禁止(超高	他物の混入禁止(超高	水、生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、
	温直接加熱殺菌の際の	温直接加熱殺菌の際の	低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、全粉乳、脱脂粉乳、
備考	水蒸気を除く)	水蒸気を除く)	濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練
VH			乳、クリーム並びに添加物を使用していない
			バター、バターオイル、バターミルク及びバ
			ターミルクパウダー以外のものは使用禁止

乳飲料

	乳飲料
比重 (摂氏 15 度において)	_
酸度 (乳酸として (%))	_
無脂乳固形分(%)	_
乳脂肪分(%)	_
細菌数 (1mL 当たり)	3万以下 d)
和函数(ImL ヨたり)	(標準平板培養法)
大腸菌群	陰性 °)
製造の方法の基準	殺菌法:原料は殺菌の過程において破壊されるものを除き、63℃、30
	分又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で殺菌
保存の方法の基準	牛乳に同じ(保存性のある容器に入れ、かつ 120℃で 4 分間の加熱殺菌
	又はこれと同等以上の加熱殺菌したものを除く)
備考	糊状のもの又は凍結したものには防腐剤を使用しないこと

- 注 a) ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの、生乳にあっては、ジャージー種の牛以 外の牛から搾取したもの
 - b) ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの、生乳にあっては、ジャージー種の牛から搾取した もの
 - c) 常温保存可能品にあっては、 30 ± 1 C 14 日又は $54\sim56$ C 7日間保存後の上昇が 0.02%以内
 - d) 常温保存可能品にあっては、30±1℃ 14 日又は 54~56℃ 7 日間保存のものについて 0
 - e) 1.11m L×2中、B.G.L.B. 発酵管法

2. 乳製品 (発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除く)

	クリーム*3	バター	バターオイル	ナチュラル チーズ (ソフ ト及びセミハ ードのものに 限る)	プロセス チーズ	濃縮ホエイ
酸度(乳酸として)	0.20%以下	_	_	_	_	_
乳固形分	_	_	_	_	40.0%以上	25.0%以上
乳脂肪分	18.0%以上	80.0%以上	99.3%以上	_	_	_
糖分(%)	_	_	_	_	_	_
水分	_	17.0%以下	0.5%以下	_	_	_
細菌数(1mL 当たり)	10 万以下 (標準平板培 養法)	-	_	_	_	_
大腸菌群	陰性 ы	陰性 🕠	陰性 。)	_	陰性 。)	陰性 。)
リステリア・モノサイ トゲネス (half-Fraser 液体 培地)	_	_	_	100/g以下 ただし、容器 包装に入れた 後、加熱殺菌 したものとは 飲食に供する 際に加熱する ものは、この 限りでない。	_	_
製造の方法の基準	牛乳に同じ a)	_	_	_	_	_
保存の方法の基準	殺菌後、直ちに 10℃に 冷却しと ただし、 保存性の ある 菌 したものを除く					
備考	他物の混入禁 止*2					

	,	アイスクリーム類*	3	濃縮乳	脱脂		
	アイスクリーム	アイスミルク	ラクトアイス	仮相孔	濃縮乳		
酸度 (乳酸として (%))	_	_	_	_	_		
乳固形分	15.0%以上	10.0%以上	3.0%以上	25.5%以上	18.5%以上 (無脂)		
乳脂肪分	8.0%以上	3.0%以上	_	7.0%以上	_		
糖分 (%)	_	_	_	=	_		
水分 (%)	_	_	_	_	_		
vm ± *** / 1)// よ / 1)	10 万以下*1	5 万以下*1	5万以下*1	10 万以下	10 万以下		
細菌数(1g 当たり)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)		
大腸菌群	陰性 的	陰性 1)	陰性 10	=	_		
リステリア	_	_	_	_	_		
	原水は、食品製造用	月水とする。原料 (_	_			
	料を除く) は 68℃	30 分間加熱殺菌す					
	の効力を有する方法	去で殺菌すること。					
製造の方法の基準	合に外部を温めるフ	水は食品製造用水の	流水であること。容				
	器包装に分注する場	場合は分注機械を用	1い、打栓する場合は				
	打栓機械を用いるこ	こと。融解水は加熱	殺菌した場合以外原				
	料として用いないこと						
保存の方法の基準				濃縮後、直ちに 10℃以下に冷却して 保存のこと			
M1 22 M2 GT							
備考				他物の混入禁止	他物の混入禁止		
				* 2	* 2		

- a) 牛乳の項参照
- b) B.G.L.B. 発酵管法
- c) 0.1g×2中、デソキシコーレイト培地法
- *1 発酵乳又は乳酸菌飲料を原料として使用したものにあっては、乳酸菌数と酵母数を除く
- *2 超高温直接加熱殺菌の際の水蒸気を除く
- *3 総合衛生管理製造過程の承認対象品目

	無糖練乳*7	無糖脱脂練乳*7	加糖練乳	加糖脱脂練乳	全粉乳	脱脂粉乳*7
乳固形分	25.0%以上	18.5%以上 (無脂)	28.0%以上	25.0%以上	95.0%以上	95.0%以上
乳たんぱく量 (%) (乾燥状態において)	_	_	_	_	_	_
乳脂肪分	7.5%以上	_	8.0%以上	_	25.0%以上	_
糖分	_	_	58.0%以下 (乳糖を含む)	58.0%以下 (乳糖を含む)	_	_
水分	_	_	27.0%以下	29.0%以下	5.0%以下	5.0%以下
細菌数(1g 当たり)	(標準平板培養法)	0	5万以下 (標準平板培養法)	5万以下 (標準平板培養法)	5万以下 (標準平板培養法)	5万以下
大腸菌群	_	_	陰性 c)	陰性 c)	陰性 c)	陰性 c)
製造の方法の基準	容器に入れ 115℃以上 15 分間以上加熱 殺菌	無糖練乳に同じ	_	_	_	*6
備考	他物使用禁止。能添加物は下記*1		他物使用禁止。以外のものの混記の通り*3		他物使用禁止。能添加物は下記	

	クリーム	ホエイ	たんぱく質濃縮	バターミルク		
	パウダー	パウダー	ホエイパウダー	パウダー	加糖粉乳	調製粉乳
乳固形分	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	70.0%以上	50.0%以上
乳たんぱく量			15.0%以上			
(乾燥状態において)		_	80.0%以下	_	_	_
乳脂肪分	50.0%以上	_	_	_	18.0%以上	_
糖分	_	_	_	_	25.0%以下	_
					(乳糖を除く)	
水分	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下
細菌数 (1g 当たり)	5 万以下					
神函数(Ig ヨルザ)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)	(標準平板培養法)
大腸菌群	陰性 c)					
製造の方法の基準		_	_	_	_	_
					他物使用禁	乳(生山羊乳、
					止。ただし、	殺菌山羊乳及
					しょ糖以外の	び生めん羊乳
					ものの混入に	を除く)又は
					ついては下記	乳製品のほ
備考					の通り*5	か、その種類
VIII [₹] 5						及び混合割合
					* 1	につき厚生労
						働大臣の承認
						を得て使用す
						るもの以外は
						使用禁止

- c) 0.111g×2中、B.G.L.B. 培地法
- *1 製造に当たってその種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けた添加物はこの限りではない
- *2 塩化カルシウム、クエン酸カルシウム、クエン酸三ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム (結晶)、炭酸ナトリウム (無水) ピロリン酸四ナトリウム (結晶)、ピロリン酸四ナトリウム (無水) ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、リン酸水素ニナトリウム (結晶)、リン酸二水素ナトリウム (結晶)、リン酸二水素ナトリウム (結晶)、リン酸二水素ナトリウム (無水)、リン酸三ナトリウム (無水)、リン酸三ナトリウム (無水) 単品で2g/kg以下、組合せで3g/kg以下 (結晶は無水換算)
- *3 クエン酸カルシウム、クエン酸三ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム(結晶)、炭酸ナトリウム (無水)、ピロリン酸四ナトリウム(結晶)、ピロリン酸四ナトリウム (無水)、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、リン酸水素ニカリウム、リン酸水素ニナトリウム(結晶)、リン酸水素ニナトリウム(無水)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、リン酸ニ水素ナトリウム(結晶)、

晶は無水換算)、乳糖 2g/kg 以下

- *4 クエン酸三ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム (結晶)、炭酸ナトリウム (無水)、 ピロリン酸四ナトリウム (結晶)、ピロリン酸四ナトリウム (無水)、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、リン酸水素ニナトリウム (結晶)、 リン酸水素ニナトリウム (無水)、リン酸三ナトリウム (結晶)、リン酸三ナトリウム (無水)、単 独又は組合せで 5g/kg 以下 (結晶は無水換算)
- *5 クエン酸三ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、ピロリン酸四ナトリウム (結晶)、ピロリン酸四ナトリウム (無水)、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム、リン酸水素ニナトリウム (結晶)、リン酸水素ニナトリウム (無水)、リン酸三ナトリウム (結晶)、リン酸三ナトリウム (結晶)、リン酸三ナトリウム (結晶)、リン酸三ナトリウム (結晶)、リン酸三ナトリウム (無水)、単品又は組合せで 5g/kg 以下 (結晶は無水換算)
- *6 加熱殺菌を行うまでの工程において、原料を 10℃以下又は 48℃を超える温度に保たなければならない。ただし、原料が滞留しないように連続して製造が行われている場合はこの限りではない。加熱殺菌は牛乳の例による。加熱殺菌後から乾燥を行うまでの工程において、原料を 10℃以下又は 48℃ を超える温度に保たなければならない。ただし、当該工程において用いるすべての機械の構造が外部からの微生物による汚染を防止するものである場合又は原料の温度が 10℃を超え、かつ、48℃以下の状態の時間が 6 時間未満である場合にあっては、この限りではない
- *7 総合衛生管理製造過程の承認対象品目

3. 発酵乳·乳酸菌飲料

	発酵乳*2*4	乳酸菌飲料*2*4	乳酸菌飲料*3、*4
		(無脂乳固形分 3.0%以上)	(無脂乳固形分 3.0%未満)
無脂乳固形分	8.0%以上	_	_
乳酸菌数又は酵母数	1,000 万以上	1,000 万以上	100 万以上
(1mL 当たり)		ただし、発酵させた後、75℃以	
		上で 15 分加熱するか、これと同	
		等以上の殺菌方法で加熱殺菌し	
		たものはこの限りではない	
大腸菌群	陰性 a)	陰性 a)	陰性 a)
製造の方法の基準	原水は、食品製造用水とする	原液の製造に使用する原水は食品製造用水であること	
	原料(乳酸菌、酵母、発酵乳及	原液の製造に使用する原料(乳酸菌及び酵母を除く)は63℃で30分	
	び乳酸菌飲料を除く)は63℃で	間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で	
	30 分間加熱殺菌するか、又はこ	殺菌すること	
	れと同等以上の殺菌効果を有す	原液を薄めるのに使用する水等は、使用直前に 5 分間以上煮沸する	
	る方法で殺菌すること	か、又はこれと同等以上の効果を有する殺菌操作を施すこと。	
備考	糊状のもの又は凍結したものに	殺菌したものには、防腐剤を使用しないこと	
	は防腐剤を使用しないこと		

- a) 0.1g×2 中。デソキシコーレイト培地法
- *1 清涼飲料水全自動調理機で調理される乳酸菌飲料の調理の方法の基準については別に定められている
- *2 乳製品
- *3 乳等を主原料とする食品

*4 総合衛生管理製造過程の承認対象品目

4. 常温保存可能品

	牛乳、成分調 整牛乳	低脂肪牛乳	無脂肪牛乳	加工乳	乳飲料
アルコール試験 (30±1℃ 14 日または 55±1℃ 7 日保存の前後において)	陰性	陰性	陰性	陰性	_
酸度 (乳酸%) (30±1℃ 14 日または 55±1℃ 7 日保存の前後の差)	0.02%以内	0.02%以内	0.02%以内	0.02%以内	
細菌数 (30±1℃14 日または 55±1℃で 7 日保存した後) (1 m L 当たり) (標準平板培養法)	0	0	0	0	0

各種食品の微生物規格

食品衛生法および乳等省令で定めている各種食品の微生物規格です。

製品の設計や製造条件、検査結果などが本基準に適合しない食品などは不良品とみなされ、販売等が禁止されています。

食品名(カテゴリー)	微生物規格
清涼飲料水	
①清涼飲料水	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
②ミネラルウォーター類(殺菌・除菌)	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
③ミネテルウォーター類(未殺菌・未除菌) (CO₂圧が20℃で98kPa以上)	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
④ミネラルウォーター類(未殺菌・未除菌) (CO₂圧が20℃で98kPa未満)	大腸菌群:陰性 (11.1mL中、LB培地) 腸球菌:陰性 (11mL中) 緑膿菌:陰性 (11mL中)
粉末清涼飲料	
①乳酸菌を加えないもの	細菌数: 3,000/g以下(標準平板) 大腸菌群: 陰性(1.11g中、LB培地)
②乳酸菌を加えたもの	細菌数 (乳酸菌を除く) : 3,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群: 陰性 (1.11g中、LB培地)
氷雪	細菌数 (融解水) : 100/mL以下 (標準平板) 大腸菌群 (融解水) : 陰性 (11.111mL中、LB培地)
氷菓	細菌数 (融解水) : 10,000/mL以下 (標準平板)
食鳥卵	
①殺菌液卵(鶏卵)	サルモネラ属菌: 陰性 (25g中)
②未殺菌液卵 (鶏卵)	細菌数:1,000,000/g以下
食肉製品	
①乾燥食肉製品	E. coli:陰性 (0.1g×5中、EC培地)
②非加熱食肉製品	E. coli (最確数) : 100/g以下 (EC培地) 黄色ブドウ球菌: 1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) サルモネラ属菌: 陰性 (25g中、RV培地及びTT培地) リステリア・モノサイトゲネス: 100/g以下 (half-Fraser 液体培地)
③特定加熱食肉製品	E. coli (最確数) :100/g以下 (EC培地) 黄色ブドウ球菌:1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) クロストリジウム属菌:1,000/g以下 (クロストリジウム培地) サルモネラ属菌:陰性 (25g中、RV培地及びTT培地)
④加熱食肉製品	
・容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの	大腸菌群:陰性 (1g×3中、BGLB培地) クロストリジウム属菌:1,000/g以下 (クロストリジウム培地)
・加熱殺菌した後、容器包装に入れたもの	E. coli:陰性 (0.1g×5中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) サルモネラ属菌:陰性 (25g中、RV培地及びTT培地)
鯨肉製品	大腸菌群:陰性(1g×3中、BGLB培地)
魚肉ねり製品	大腸菌群:陰性(すり身を除く)(1g×3中、BGLB培地)
※魚肉練り製品に使用する砂糖・でん粉・香辛料	芽胞菌:1,000/g以下
ゆでだこ	
①未冷凍ゆでだこ	腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
②冷凍ゆでだこ	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ:陰性(25g中、TCBS寒天培地)
ゆでがに	※飲食に供する際に加熱を要しないものに限る
①凍結していないもの	腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
②冷凍ゆでがに	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)

生食用鮮魚介類	腸炎ビブリオ(最確数):100/g以下(アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
生食用かき	
①生食用かき	細菌数:50,000/g以下(標準平板) E. coli(最確数):230/100g以下(EC培地)
②生食用(むき身)	細菌数:50,000/g以下(標準平板) E.coli (最確数):230/100g以下 (EC培地) 腸炎ビブリオ (最確数):100/g以下 (アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
冷凍食品	
①無加熱摂取冷凍食品	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地)
②加熱後摂取冷凍食品	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地)
(凍結直前加熱)	-
③加熱後摂取冷凍食品	細菌数:3,000,000/g以下(標準平板) E. coli:陰性(0.01g×3中、EC培地)
(凍結直前加熱以外)	
④生食用冷凍鮮魚介類	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ(最確数):100/g以下(アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	当該容器包装詰加圧加熱殺菌食品中で発育しうる微生物:陰性 (1) 恒温試験:容器包装を35.0±1.0℃で14日保持し、膨張または漏れを認めないこと (2) 細菌試験:陰性(0.01g×5中、TGC培地、恒温試験済みのものを検体とする)
アイスクリーム類	
①アイスクリーム	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
②アイスミルク	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
③ラクトアイス	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
生乳・生山羊乳	細菌数: 4,000,000/mL以下(直接個体鏡検法)
濃縮乳・脱脂濃縮乳	細菌数:100,000/g以下 (標準平板)
牛乳・殺菌山羊乳	細菌数:50,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
特別牛乳	細菌数:30,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
成分調整牛乳、低脂肪牛乳	細菌数:50,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
無脂肪牛乳、加工乳	
クリーム	細菌数:100,000/mL以下 (標準平板) 大腸菌群:陰性 (1.11mL×2中、BGLB培地)
無糖練乳·無糖脱脂練乳	細菌数:0/g (標準平板培養法)
加糖れん乳・全粉乳等	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.111g×2中、BGLB培地)
バター・プロセスチーズ	大腸菌群:陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
ナチュラルチーズ (ソフト及びセミハードのものに限る)	リステリア・モノサイトゲネス:100/g以下 (half-Fraser 液体培地) ただし、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱する ものは、この限りではない。
乳飲料	細菌数:30,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11g×2中、BGLB培地)
発酵乳	乳酸菌数または酵母数:10,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)
乳酸菌飲料	
固形分3%以上	乳酸菌数または酵母数:10,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)
固形分3%未満	乳酸菌数または酵母数:1,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)

各種食品の微生物に関する衛生規範

食品衛生規範で推奨されている各種食品などの微生物基準です。

食品の衛生の確保および向上を図るために、食品衛生法の規格基準による規制になじまず、しかも食中毒が多く発生している食品が取り上げられています。

食品名 (カテゴリー)	微生物に関する事項
弁当・惣菜	
①加熱食品(卵焼・フライ等)	細菌数:100,000/g以下(標準平板) E. coli:陰性(0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:陰性(ベアード・パーカー寒天培地)
②非加熱食品 (サラダ等)	細菌数:1,000,000/g以下(標準平板)
生めん類	
①生めん類	細菌数:3,000,000/g以下 (標準平板) E. coli: 陰性 (0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌: 陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
②ゆでめん類	細菌数:100,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 黄色ブドウ球菌:陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
③具など(加熱済み)	細菌数:100,000/g以下 (標準平板) E.coli:陰性 (0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
④具など (未加熱)	細菌数:3,000,000/g以下(標準平板)
洋生菓子	細菌数: 100,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群: 陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地) 黄色ブドウ球菌: 陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
漬物	カビおよび産膜酵母が発生していないこと
①充填後加熱殺菌したもの	カビ:陰性 酵母:1,000/g以下
②一夜漬(浅漬)	E. coli: 陰性 (0.01g×3中、EC培地) 腸炎ビブリオ: 陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
製造区域の落下菌	※落下菌は衛生規範により若干異なる
①汚染作業区域	落下細菌数:100/5分/ID9cmプレート以下
②準清潔作業区域	落下細菌数:50/5分/ID9cmプレート以下
③清潔作業区域	落下細菌数:30/5分/ID9cmプレート以下 落下真菌数:10/20分/ID9cmプレート以下

各種食品の微生物規格

食品衛生法および乳等省令で定めている各種食品の微生物規格です。

製品の設計や製造条件、検査結果などが本基準に適合しない食品などは不良品とみなされ、販売等が禁止されています。

食品名(カテゴリー)	微生物規格
清涼飲料水	
①清涼飲料水	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
②ミネラルウォーター類(殺菌・除菌)	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
③ミネテルウォーター類(未殺菌・未除菌) (CO₂圧が20℃で98kPa以上)	大腸菌群:陰性(11.1mL中、LB培地)
④ミネラルウォーター類(未殺菌・未除菌) (CO₂圧が20℃で98kPa未満)	大腸菌群:陰性 (11.1mL中、LB培地) 腸球菌:陰性 (11mL中) 緑膿菌:陰性 (11mL中)
粉末清涼飲料	
①乳酸菌を加えないもの	細菌数: 3,000/g以下(標準平板) 大腸菌群: 陰性(1.11g中、LB培地)
②乳酸菌を加えたもの	細菌数 (乳酸菌を除く) : 3,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群: 陰性 (1.11g中、LB培地)
氷雪	細菌数 (融解水) : 100/mL以下 (標準平板) 大腸菌群 (融解水) : 陰性 (11.111mL中、LB培地)
氷菓	細菌数 (融解水) : 10,000/mL以下 (標準平板)
食鳥卵	
①殺菌液卵(鶏卵)	サルモネラ属菌: 陰性 (25g中)
②未殺菌液卵 (鶏卵)	細菌数:1,000,000/g以下
食肉製品	
①乾燥食肉製品	E. coli:陰性 (0.1g×5中、EC培地)
②非加熱食肉製品	E. coli (最確数) : 100/g以下 (EC培地) 黄色ブドウ球菌: 1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) サルモネラ属菌: 陰性 (25g中、RV培地及びTT培地) リステリア・モノサイトゲネス: 100/g以下 (half-Fraser 液体培地)
③特定加熱食肉製品	E. coli (最確数) :100/g以下 (EC培地) 黄色ブドウ球菌:1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) クロストリジウム属菌:1,000/g以下 (クロストリジウム培地) サルモネラ属菌:陰性 (25g中、RV培地及びTT培地)
④加熱食肉製品	
・容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの	大腸菌群:陰性 (1g×3中、BGLB培地) クロストリジウム属菌:1,000/g以下 (クロストリジウム培地)
・加熱殺菌した後、容器包装に入れたもの	E. coli:陰性 (0.1g×5中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:1,000/g以下 (ベアード・パーカー寒天培地) サルモネラ属菌:陰性 (25g中、RV培地及びTT培地)
鯨肉製品	大腸菌群:陰性(1g×3中、BGLB培地)
魚肉ねり製品	大腸菌群:陰性(すり身を除く)(1g×3中、BGLB培地)
※魚肉練り製品に使用する砂糖・でん粉・香辛料	芽胞菌:1,000/g以下
ゆでだこ	
①未冷凍ゆでだこ	腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
②冷凍ゆでだこ	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ:陰性(25g中、TCBS寒天培地)
ゆでがに	※飲食に供する際に加熱を要しないものに限る
①凍結していないもの	腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
②冷凍ゆでがに	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ:陰性 (25g中、TCBS寒天培地)

生食用鮮魚介類	腸炎ビブリオ(最確数):100/g以下(アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
生食用かき	
①生食用かき	細菌数:50,000/g以下(標準平板) E. coli(最確数):230/100g以下(EC培地)
②生食用(むき身)	細菌数:50,000/g以下(標準平板) E.coli (最確数):230/100g以下 (EC培地) 腸炎ビブリオ (最確数):100/g以下 (アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
冷凍食品	
①無加熱摂取冷凍食品	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地)
②加熱後摂取冷凍食品	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地)
(凍結直前加熱)	-
③加熱後摂取冷凍食品	細菌数:3,000,000/g以下(標準平板) E. coli:陰性(0.01g×3中、EC培地)
(凍結直前加熱以外)	
④生食用冷凍鮮魚介類	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 腸炎ビブリオ(最確数):100/g以下(アルカリペプトン水、TCBS寒天培地)
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	当該容器包装詰加圧加熱殺菌食品中で発育しうる微生物:陰性 (1) 恒温試験:容器包装を35.0±1.0℃で14日保持し、膨張または漏れを認めないこと (2) 細菌試験:陰性(0.01g×5中、TGC培地、恒温試験済みのものを検体とする)
アイスクリーム類	
①アイスクリーム	細菌数:100,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
②アイスミルク	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
③ラクトアイス	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
生乳・生山羊乳	細菌数: 4,000,000/mL以下(直接個体鏡検法)
濃縮乳・脱脂濃縮乳	細菌数:100,000/g以下 (標準平板)
牛乳・殺菌山羊乳	細菌数:50,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
特別牛乳	細菌数:30,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
成分調整牛乳、低脂肪牛乳	細菌数:50,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11mL×2中、BGLB培地)
無脂肪牛乳、加工乳	
クリーム	細菌数:100,000/mL以下 (標準平板) 大腸菌群:陰性 (1.11mL×2中、BGLB培地)
無糖練乳·無糖脱脂練乳	細菌数:0/g (標準平板培養法)
加糖れん乳・全粉乳等	細菌数:50,000/g以下(標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.111g×2中、BGLB培地)
バター・プロセスチーズ	大腸菌群:陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地)
ナチュラルチーズ (ソフト及びセミハードのものに限る)	リステリア・モノサイトゲネス:100/g以下 (half-Fraser 液体培地) ただし、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱する ものは、この限りではない。
乳飲料	細菌数:30,000/mL以下(標準平板) 大腸菌群:陰性(1.11g×2中、BGLB培地)
発酵乳	乳酸菌数または酵母数:10,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)
乳酸菌飲料	
固形分3%以上	乳酸菌数または酵母数:10,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)
固形分3%未満	乳酸菌数または酵母数:1,000,000/m1以上 大腸菌群:陰性 (0.1mL (g) ×2中、デソキシコーレイト培地)

各種食品の微生物に関する衛生規範

食品衛生規範で推奨されている各種食品などの微生物基準です。

食品の衛生の確保および向上を図るために、食品衛生法の規格基準による規制になじまず、しかも食中毒が多く発生している食品が取り上げられています。

食品名 (カテゴリー)	微生物に関する事項
弁当・惣菜	
①加熱食品(卵焼・フライ等)	細菌数:100,000/g以下(標準平板) E. coli:陰性(0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:陰性(ベアード・パーカー寒天培地)
②非加熱食品 (サラダ等)	細菌数:1,000,000/g以下(標準平板)
生めん類	
①生めん類	細菌数:3,000,000/g以下 (標準平板) E. coli: 陰性 (0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌: 陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
②ゆでめん類	細菌数:100,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群:陰性 (0.01g×2中、デソキシコーレイト培地) 黄色ブドウ球菌:陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
③具など(加熱済み)	細菌数:100,000/g以下 (標準平板) E.coli:陰性 (0.01g×3中、EC培地) 黄色ブドウ球菌:陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
④具など (未加熱)	細菌数:3,000,000/g以下(標準平板)
洋生菓子	細菌数: 100,000/g以下 (標準平板) 大腸菌群: 陰性 (0.1g×2中、デソキシコーレイト培地) 黄色ブドウ球菌: 陰性 (0.01g×2中、ベアード・パーカー寒天培地)
漬物	カビおよび産膜酵母が発生していないこと
①充填後加熱殺菌したもの	カビ:陰性 酵母:1,000/g以下
②一夜漬(浅漬)	E. coli: 陰性 (0.01g×3中、EC培地) 腸炎ビブリオ: 陰性 (25g中、TCBS寒天培地)
製造区域の落下菌	※落下菌は衛生規範により若干異なる
①汚染作業区域	落下細菌数:100/5分/ID9cmプレート以下
②準清潔作業区域	落下細菌数:50/5分/ID9cmプレート以下
③清潔作業区域	落下細菌数:30/5分/ID9cmプレート以下 落下真菌数:10/20分/ID9cmプレート以下

食品衛生法および乳等省令の規格基準(製造基準)で定められている主な加熱殺菌条件

食品名 (カテゴリー)	加熱殺菌条件
清涼飲料水	
①ミネラルウォーター類	中心部を85℃で30分、またはその他の発育できる微生物を死滅・除去できる方法
②冷凍果実飲料	
a)pH4.0未満	中心部を65℃で10分、または同等以上の殺菌
b) pH4.0以上	中心部を85℃で30分、または同等以上の殺菌
③上記①②と原料用果実以外	
a)pH4.0未満	中心部を65℃で10分、または同等以上の殺菌
b) pH4.0以上 (cを除く)	中心部を85℃で30分、または同等以上の殺菌
c) pH4.6以上で水分活性0.94を超える	原材料に由来して当該食品に存在し、かつ発育しうる微生物を死滅させるのに十 分な効力を有する方法、あるいは上記b)の方法
氷菓	使用する原料(発酵乳・乳酸菌飲料を除く)は68℃で30分(または同等以上)で 殺菌
食鳥卵	
①殺菌液卵(連続式殺菌)	全卵:60℃で3.5分以上 卵黄:61℃で3.5分以上 卵白:56℃で3.5分以上
②殺菌液卵 (バッチ式殺菌)	全卵:58℃で10分以上 卵黄:59℃で10分以上 卵白:54℃で10分以上
③殺菌液卵 (加糖・加塩のもの)	卵黄に10%加塩:63.5℃で3.5分以上 卵黄に10%加糖:63℃で3.5分以上 卵黄に20%加糖:65℃で3.5分以上 卵黄に30%加糖:68℃で3.5分以上 全卵に20%加糖:64℃で3.5分以上 ※全て連続式加熱殺菌すること
食肉製品	
①加熱食肉製品	(殺菌条件は共通とする)中心部が63℃で30分、または同等以上の殺菌 ※魚肉を含む製品であって気密性のある容器包装に充填した後殺菌するものに あっては、その中心部の温度を80℃で20分間加熱する方法またはこれと同等以上 の効力を有する方法
・容器包装に入れた後、殺菌したもの	
・加熱した後、容器包装に入れたもの	
MINIOTE EXTENDED TO	
②特定加熱食肉製品	中心部が55℃で97分、60℃で12分、ないし63℃で瞬時、または同等以上の殺菌 ※加熱時には製品中心部の温度が35℃以上52℃未満の時間は170分以内とする
鯨肉製品	中心部を63℃で30分、または同等以上の殺菌
魚肉ねり製品(魚肉すり身は除く)	
①魚肉ソーセージ・ハム	中心部を80℃で45分、または同等以上の殺菌
②特殊包装かまぼこ	中心部を80℃で20分、または同等以上の殺菌
①②以外の魚肉練り製品	中心部を75℃に保って加熱する方法、または同等以上の殺菌
ゆでがに	中心部を70℃で1分以上、または同等以上の殺菌
豆腐	
①豆汁または豆乳	沸騰状態で2分、または同等以上の殺菌
②包装豆腐	90℃で40分、または同等以上の殺菌
容器包装詰加圧加熱殺菌食品 ①pHが4.6を超え、水分活性が0.94 を超えるもの	中心部を120℃で4分、または同等以上の殺菌
②①以外	原材料等に由来して存在し、かつ、発生し得る微生物を死滅させるのに十分な効 力を有する方法

アイスクリーム類	使用する原料(発酵乳および乳酸菌飲料を除く)は68℃で30分の殺菌、または同 等以上の殺菌
①アイスクリーム	
②アイスミルク	
③ラクトアイス	
牛乳・殺菌山羊乳	保持式により、63℃で30分、または同等以上の殺菌
特別牛乳	保持式により、63~65℃までの間で30分
成分調整牛乳、低脂肪牛乳	保持式により、63℃で30分、または同等以上の殺菌
無脂肪牛乳、加工乳	
クリーム	保持式により、63℃で30分、または同等以上の殺菌
無糖練乳·無糖脱脂練乳	容器に入れ、115℃以上で15分間以上
脱脂粉乳	保持式により、63℃で30分、または同等以上の殺菌
乳飲料	原料は、殺菌の過程において破壊されるものを除き、保持式により63℃で30分間 加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により殺菌すること。
発酵乳	原料(乳酸菌、酵母、発酵乳及び乳酸菌飲料を除く。)は、保持式により63℃で 30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で殺菌する こと。
乳酸菌飲料 (無脂乳固形分3.0%以上のもの)	・原液の製造に使用する原料(乳酸菌及び酵母を除く。)は、保持式により63℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で殺菌すること。 ・乳酸菌飲料の原液を薄めるのに使用する水等は、使用直前に5分間以上煮沸するか、又はこれと同等以上の効力を有する殺菌操作を施すこと。

ПА	使用基準			
品名	使用できる食品等	使用量の最大限度等	備考	
亜塩素酸ナトリウム	果実類:かんきつ類果皮	制限なし	最終食品の完成	
	(菓子製造に用		前に分解、又は除	
	いるものに限		去しなければな	
	る)		らない	
	さくらんぼ			
	ぶどう			
	\$ \$			
	野菜類:ふき			
	魚介類:かずのこの加工品	0.50g/kg の浸漬液		
	(干しかずのこ			
	及び冷凍かず			
	のこを除く)			
	野菜類:生食用野菜類			
	卵 類:卵殼			
亜塩素酸水	精米	0.40g/kg の浸漬液	最終食品の完成	
	豆類	又は噴霧液	前に分解、又は除	
	野菜 (きのこ類を除く)		去しなければな	
	果実		らない	
	海藻類			
	鮮魚介類 (鯨肉を含む)			
	食肉			
	食肉製品			
	鯨肉製品			
	上記食品の保存品			
次亜塩素酸ナトリウム	ごま以外の食品	制限なし		
次亜塩素酸水	制限なし	制限なし	最終食品の完成	
			前に除去しなけ	
			ればならない	
高度サラシ粉	制限なし	制限なし		

食品衛生上の危害の原因となる物質例

総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(平成12年11月6日付け生衛発第1634号)における管理すべき危害の原因となる物質

実施要領の中では、衛生上の危害の原因となる物質を特定する際には、科学的な根拠に基づき、製品の製造または加工の工程において発生するおそれのある すべての潜在的な危害が列挙されていることと決められています。また、その列挙した危害の原因となる物質には、食品衛生法施行規則・別表第2、または 乳等省令・別表三の (二) の (1) の表に掲げる食品の区分に応じた危害の原因となる物質がすべて含まれていることと決められています。

【 食品衛生法施行規則・別表第2 】

分類	食品衛生上の危害の原因となる物質	食品の区分				
分類		清涼飲料水	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	
	エルシニア・エンテロコリチカ	0				
	黄色ブドウ球菌	0	0	0	0	
	カンピロバクター・ジェジュニ	0	0			
	カンピロバクター・コリ	0	0			
	クロストリジウム属菌	0	0	0	0	
	サルモネラ属菌	0	0	0		
	セレウス菌	0	0	0	0	
生物	腸炎ビブリオ (※1)		0	0		
	病原大腸菌	0	0	0		
	腐敗微生物	0	0	0	0	
	リステリア・モノサイトゲネス	0				
	アニサキス (寄生虫)			0		
	シュードテラノーバ (寄生虫)			0		
	旋毛虫(寄生虫)		0			
	大複殖門条虫 (寄生虫)			0		
	アフラトキシン(カビ毒) (※2)		0	0	0	
	下痢性または麻痺性の貝毒 (※3)				0	
	抗菌性物質	○ (※4)	○ (※5)		0	
	抗生物質	0	0		0	
	殺菌剤	0	0	0	0	
11.324	重金属およびその化合物 (※6)	0			0	
化学	洗浄剤	0	0	0	0	
	添加物 (※7)	0	0	0	0	
	ヒスタミン (※8)			0	0	
	内寄生虫用剤の成分である物質 (※9)	0	0		0	
	農薬の成分である物質(※9)	0			0	
	ホルモン剤の成分である物質 (※9)		0		0	
物理	異物	0	0	0	0	

- ※1 魚介類もしくは鯨またはこれらの加工品を原材料として用いる場合に限る
- ※2 香辛料を原材料として用いる場合に限る
- ※3 貝類またはその加工品を原材料として用いる場合に限る
- ※4 化学的合成品であり、原材料である乳等(乳および乳製品の成分規格等に関する省令に規定する乳等)またはその加工品に含まれるものに限る 化学的合成品とは・・化学的手段により元素または化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう
- ※5 化学的合成品であり、原材料である乳等、食肉、食鳥卵若しくは魚介類またはこれらの加工品に含まれるものに限る
- ※6 食品衛生法(第11条第1項)の規定により食品の成分に規格が定められたものであって、原材料に含まれるものに限る
- ※7 食品衛生法 (第11条第1項) の規定により使用の方法に基準が定められたものに限る (殺菌剤を除く)
- ※8 魚介類またはその加工品を原材料として用いる場合に限る
- ※9 その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、食品衛生法 (第11条第3項) の規定により人の健康を損なうおそれのないことが 明らかである物として定められた物質を除き、原材料に含まれるものに限る

【 乳等省令・別表三の (二) の (1) 】

	食品衛生上の危害の原因となる物質	食品の区分			
分類		牛乳、特別牛乳、殺菌山羊 乳、成分調整牛乳、低脂肪牛 乳、無脂肪牛乳及び加工乳並 びにクリーム	アイスクリーム類	無糖練乳、無糖脱脂練乳、発 酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料	脱脂粉乳
	エルシニア・エンテロコリチカ	0	0	0	0
	黄色ブドウ球菌	0	0	0	0
	カンピロバクター・ジェジュニ	0	0	0	0
生物	カンピロバクター・コリ	0	0	0	0
生物	サルモネラ属菌	0	0	0	0
	病原大腸菌	0	0	0	0
	腐敗微生物	0	0	0	0
	リステリア・モノサイトゲネス	0	0	0	0
	アフラトキシン (※1)		0		
	抗菌性物質(※2)	0	0	0	0
	抗生物質	0	0	0	0
化学	殺菌剤	0	0	0	0
	洗浄剤	0	0	0	0
	添加物 (※3)		0	0	0
	動物用医薬品の成分である物質 (※4)	0	0	0	0
物理	異物	0	0	0	0

- ※1 ナッツ類を原材料として用いる場合に限る
- ※2 化学的合成品(化学的手段により元素または化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質)であるものに限る
- ※3 食品衛生法(第11条第1項)の規定により使用の方法に基準が定められたものに限る(殺菌剤を除く)
- ※4 食品衛生法(第11条第3項)の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物として定められた物質(抗菌性物質・抗生物質を除く)

【 主な食中毒菌一覧表 】

土な食甲	毒菌一覧表 】				
菌名	特徴	症状	原因例	総合衛生管理製造過程承認制 度で危害要因として指定され ている業種(食品)	
	自然界に広く分布し、家畜・ペットも菌を 保有している	感染から半日から2日後に吐き気や腹痛	食肉		
サルモネラ属菌	幼児や高齢者は二次感染することもある	38℃前後の発熱と下痢を繰り返す	ŊŊ.	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】	
	低温や乾燥に強い	症状は1~4日で回復	ペット	【魚肉練り製品】	
	海水・海中の泥に潜み、夏に集中発生する		魚介類		
腸炎ビブリオ	熱に弱く100℃では数分で死滅。5℃以		二次感染	【食肉製品】 (原料である魚介類 若しくは鯨又はこれらの加工品に含ま れるものに限る)	
1 <i>m</i> 9	下では増殖しない		二次怨朱	【魚肉練り製品】	
	塩水を好むが真水には弱い	抗生物質の投与で2~3日で回復			
腸管出血性大腸菌O	ベロ毒素という強力な毒素をつくる 大明さればれるは、 有等除れが壊し、 出生	感染から2~10日で発症	食肉	※病原大腸菌として指定 【乳・乳製品】	
157 157	をおこす	吐き気や下痢をもよおす	井戸水	【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】	
	脳や神経にも作用し、短期間で死亡することもある	ほぼ24時間以内に回復		【無内棘り袋印】	
	自然界に広く分布し、人の皮膚やのどなど にも生息	感染から3時間以内に発症	調理された食品	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】	
黄色ブドウ球菌	汚染された食品の中で毒素をつくるとき食 中毒が発生	吐き気や下痢をもよおす		【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食	
	ほぼ24時間以内に回復	ほぼ24時間以内に回復		【谷都已安加加 <u></u> 广加热权困良品】	
	牛や鶏などの腸におり、食品や飲料水を通 して感染する	感染から発症まで2~7日かかる	食肉		
カンピロバクター菌	少量で感染し、ペットとの接触感染や人と の直接感染でも発症	発熱・めまい・筋肉痛がおこり、次に吐き 気・下痢になる	飲料水	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】	
	空気にさらされると死滅するが、10℃以下では生き続ける	数時間~2日で回復	ペット	【及內茲曲】	
	缶詰・真空パックなどの酸素が含まれない 食品中で増殖	感染から8~36時間後に発症	魚の燻製	※クロストリジウム属菌として指定	
ボツリヌス菌	熱や消毒薬にも強く、致死率も高い	発熱はなく、吐き気・便秘・脱力感・めま いがおこる	缶詰	【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】	
	食品だけでなく、8ヶ月以下の乳児の腸で も増殖	呼吸困難などを引き起こし死に至る場合もある		【容器包装詰加圧加熱殺菌食 品】	
	熱に非常に強く1時間煮沸しても菌が死な ない	感染から約12時間で発症	加熱調理品	※クロストリジウム属菌として指定	
ウェルシュ菌	酸素がないところで増殖する	下痢をおこすが腹痛はあまり重くない		【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】	
	集団食中毒の原因になりやすい	1~2日で回復		【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】	
	症状に応じて、嘔吐型と下痢型の2種類が ある	■吐型は1~5時間で激しい吐き気をもよ おす	嘔吐型:米飯	【清涼飲料水】 【食肉製品】	
セレウス菌	熱に強く、調理過程ではなかなか死滅しない	下痢型は8~16時間で吐き気をもよお し、下痢が続く	下痢型:スープ等	【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食 品】	
	河川や海水に生息し、下水等の汚染がひど い所に多い	感染から5~12時間で発症	魚介類	HH #	
ナグビブリオ菌	コレラ菌と同じく、人の腸内で増殖する	下痢と急激な胃腸炎とを引き起こす	輸入エビ等		
	魚介類の中でもエビ・カニ・カキからの感 染が多い	嘔吐をともない38℃前後の発熱を伴う場合もある			
	家畜が保菌し、汚染された食肉を通じて感染	虫垂炎のような激しい腹痛を引き起こす	食肉		
エルシニア菌	熱に弱いが、寒さに強く冷蔵庫の中でも増 殖する	2歳以下の場合下痢と共に発熱がみられる	井戸水	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】	
	井戸水から感染もある	発疹性の食中毒は、これの可能性が高い			
	少量で感染し、発症率が非常に高い	感染から1~2日で発症	貝類		
ノロウイルス	感染力が非常に強く、人の手指などを介し て人から人へ感染する	吐き気・下痢・腹痛を引き起こす	二次感染		
	空気が乾燥していると空気感染することが ある				
	自然界に広く分布している	感染から24時間未満~91日間まで広範囲で 発症	食肉		
リステリア菌	熱には弱いが、低温・高濃度塩には強い	脊髄膜炎や敗血症が主な症状	乳	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】	
	pH4. 5以下でも発育・長期間生残できる	妊婦・乳児・高齢者などに発症することが 多い			
	1	<u> - </u>		<u>L</u>	

【 主な化学的および物理的危害要因一覧表 】

物質名	特徵	総合衛生管理製造過程承認制度で危害要因 として指定されている業種(品目)
アフラトキシン	カビにより生成されるカビ毒の一種 一旦作られると、通常の加工調理過程ではほとんど分解されず、除去する ことが困難である	【乳・乳製品】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
貝毒	有毒プランクトンを捕食した貝に毒素が蓄えられる 毒素は加熱により無毒化することはない 症状により麻痺性、下痢性などがある	【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
抗菌性物質	抗生物質と合成抗菌剤の総称である これらを摂取していると耐性菌ができ、病気の時に抗菌性物質が効かなくなる 食品中では陰性でなければならない	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
抗生物質	カビなど微生物によって生産された天然の物質 他の微生物や生細胞の発育を阻害する有機物質 抗菌薬、抗ウイルス薬などがある	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
殺菌剤	病原性あるいは有害性を有する微生物を殺す(静める)ための薬剤	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
重金属およびその化合物	限度を超して摂取すると食中毒の原因となる 食品衛生法ではヒ素や鉛、カドミウムのように毒性が強く蓄積性のあるも のは規格が定められている	【清涼飲料水】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
洗浄剤	汚れを取るために使用されるもので、洗剤と同意である 食品添加物として認められていないので、食品中では陰性でなければなら ない	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
食品添加物	食品の製造・加工や保存の目的で食品に添加・混和などの方法で使用する もの 使用基準が定められた添加物が基準量を超えて添加された場合、危害要因 となる	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
ヒスタミン	無肉等に含まれるアミノ酸の一種であるヒスチジンがある種の細菌によって分解されて出来る化学物質 通常の加工調理過程ではほとんど分解されず、除去することが困難である 原因食品は、新鮮でない赤身魚 (サバ、まぐろ、かつおなど) およびその加工品 低温で保存している場合にも蓄積する可能性がある	【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
内寄生虫用剤	動物用医薬品の一種で、体内に生息する寄生虫の駆除に使用される 日本ではポジティブリスト制度により残留基準(暫定基準)が設定されて いる	【清涼飲料水】 【食肉製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
農薬	農作物に被害を与える病害虫・雑草などの天敵となるものを防除するため に用いられる薬剤 日本ではポジティブリスト制度により残留基準(暫定基準)が設定されて いる	【清涼飲料水】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
動物用医薬品 ホルモン剤	家畜の成長促進や病気予防のために使用される 日本ではポジティブリスト制度により残留基準(暫定基準)が設定されて いる	【乳·乳製品】 【食肉製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】
異物	主に鉱物性異物(金属・鉱物など)が危害要因となる 原料に由来するもの、製造工程上で不適切な取り扱いにより生成したもの (欠損箇所)などが混入し危害となる 毛髪や虫などは物理的な危害要因とはなりませんが、混入した場合、クレーム発 生につながる異物となるため注意しましょう	【乳・乳製品】 【清涼飲料水】 【食肉製品】 【魚肉練り製品】 【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】

原材料に見られる危害要因

危害要因とは健康に悪影響を及ぼす原因が考えられる食品中の物質を指します。

①生物学的なものには食中毒細菌などの病原微生物、腐敗微生物、ウイルスなどの微生物と寄生虫があります。

②化学的なものには生物由来のカビ、貝毒、ソラニンなどや食品添加物、抗生物質などがあります。

③物理的なものには金属片などの異物があげられます。

使用する原材料	分類	危害要因
(1) 肉類		牛肉 豚肉 鶏肉 病原敵生物(サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌(主に鶏肉)、腸管出血性大腸菌(主に牛肉) 黄色ブドウ球菌、ブドウ球菌産生毒素(エンテロトキシン)) (食中毒菌一覧表参照)
(1) 19399		牛、豚肉:ホルモン剤、抗生物質などの動物用医薬品 鶏肉:抗生物質 (化学的および物理的危害要因一覧表参照)
	物理	金属、骨

≪ワンポイント解説≫

【病原微生物】 食品に付着し、これを摂取することにより健康障害を起こす微生物のこと。

【腐敗微生物】 食品の成分が微生物によって分解され、有害物質や不快臭のある物質などが生産されることにより、食用として耐えられなくなる現象を腐敗と呼び、それに関与する微生物を腐敗微生物といいます。

【エンテロトキシン】 黄色ブドウ球菌が増殖すると産生される毒素のことです。耐熱性で、通常の加熱ではこわれません。予防としては菌を 増殖させないよう温度管理を徹底することが大事です。

使用する原材料 分類		分類	位 害要因			
12/11/ 0///			病原微生物(腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、病原性大腸菌)、腐敗微生物、寄生虫(アニサキスなど) (食中毒 菌一覧表参照)			
(2) 魚介類		化学	ヒスタミン (化学的および物理的危害要因一覧表参照) 自然毒(ふぐ毒、貝毒など)			
		物理	骨 金属 (釣り針等)			
		生物	病原微生物(サルモネラ属菌、病原性大腸菌)、腐敗微生物 (食中毒菌一覧表参照)			
(3) 鶏卵・卵液		化学	抗生物質 (化学的および物理的危害要因一覧表参照)			
		物理	なし			
			関原微生物(サルモネラ属菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌)、腐敗微生物 食中毒菌一覧表参照)			
(4) 卵加工品		化学	なし			
		物理	金属、卵の殻			
		生物	病原性大腸菌、非芽胞性病原微生物、芽胞性病原微生物(セレウス菌、クロストリジウム属菌(ボツリヌス菌、ウェルシュ菌など)) (食中毒菌 一覧表参照)			
	葉物	化学	残留農薬 (化学的および物理的危害要因一覧表参照)			
		物理	石などの異物			
(5) 野菜		生物	芽胞性病原微生物(セレウス菌、クロストリジウム属菌(ボツリヌス菌、ウェルシュ菌など))(食中毒菌 一覧表参照) 非芽胞性病原微生物、腐敗微生物			
	根菜	化学	残留農薬、ジャガイモの芽(ソラニン) アフラトキシン (化学的および物理的危害要因一覧表参照)			
		物理	金属異物			

≪ワンポイント解説≫

【芽胞】 細菌の中には生育環境が悪くなると、芽胞 (バリア) をつくって耐えるものがあり、一般に土壌中に生息しています。これらの細菌は熱にも 乾燥にも強く、容易に殺菌できないので注意が必要です。

芽胞を作る細菌には、バチルス属菌(セレウス菌)、クロストリジウム属菌(ボツリヌス菌、ウェルシュ菌など)があり、それ以外の細菌を 非芽胞性病原微生物と呼びます。

【ソラニン】 主にジャガイモの表皮や芽、ホオズキなどに含まれる自然毒の一種です。頭痛、嘔吐、胃炎、下痢、食欲減退などを起こします。 特に日陰での保存不足などによる未熟なジャガイモを食べた場合、中毒する例が多いといわれています。

使用する原材料	分類	危害要因
	生物	病原微生物(サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌)、腐敗微生物
(6) 牛乳	化学	ホルモン剤、抗生物質(動物用医薬品)
	物理	異物
	生物	病原微生物(サルモネラ属菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌)、腐敗微生物
(7) 調味料	化学	なし
	物理	異物
	生物	病原微生物、腐敗微生物
(8) 小麦粉	化学	残留農薬・カビ毒(アフラトキシン)
	物理	異物
	生物	病原微生物(クロストリジウム属菌)、腐敗微生物
(9) パン粉	化学	なし
	物理	異物
	生物	病原微生物(サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌)
(10) 乳製品	化学	なし
	物理	金属異物
	生物	病原微生物
(11) 食品添加物	化学	なし
	物理	異物
	生物	病原微生物(サルモネラ属菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌)
(12) 果物	化学	残留農薬、カビ毒 (りんごの場合:パツリン)
	物理	異物
	生物	芽胞性病原微生物(セレウス菌)、腐敗微生物
(13) 生麺	化学	カビ毒(アフラトキシン)
	物理	金属異物
	生物	病原微生物(サルモネラ属菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌)、腐敗微生物
(14) 食肉製品	化学	食品添加物(使用基準超過)
	物理	金属異物
	生物	病原微生物(受水槽の場合)
(15) 使用水 (水道水)	化学	なし
	物理	異物
	生物	病原微生物(病原性大腸菌)
(16) 使用水 (井戸水)	化学	化学物質 (水道法に準じる)
	物理	異物

≪ワンポイント解説≫

【化学物質】 主に農薬などがあげられ、これに汚染された地下水を長期間摂取すると健康障害が起こる場合があります。

受入れ(原材料)

受入れ (原材料) 原材料は、鮮度、保存方法、期限表示などを確認した後に、速やかに受け入れましょう。

使用する原材料	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(1) 肉類	生物	取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
	化学	なし	\rightarrow	
	物理	なし	\rightarrow	
	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(2) 魚介類	生物	取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
	化学	温度が高くなると、ヒスタミンが産生されます	\rightarrow	ヒスタミンの産生
	物理	なし		
	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(3) 鶏卵・液卵	化学	なし		
	物理	なし		
	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(4) 卵加工品		取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	
(4) 91/01-1111	ル学	なし		
	化学 物理	なし		
	生物	なし		
(5) 野菜		なし		
(3) 野米	化学			
	物理	なし おおさくなるし 空面線上標 降野線上標はは ナナ		拉西佛开加 陈明始 生地 不
(c) 4-8	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(6) 牛乳	化学	なし		
	物理	なし		
(=) etre luial		なし		
(7) 調味料	化学	なし		
	物理	なし		
(8) 小麦粉	生物	取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
(0) 1.24//	化学	なし		
	物理	なし		
(a)	生物	取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
(9) パン粉	化学	なし		
	物理	なし		
	生物	取り扱いが悪いと、包装が破れたりして、病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
(10) 乳製品	化学	なし		
		なし		
	生物	なし		
(11) 食品添加物	化学	なし		
	物理	なし		
	生物	なし		
(12) 果物	化学	なし		
(/)1-1/4	物理	なし		
		温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	→	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(13) 生麺	化学	なし		ATAMAL IN MANAGED WITH
(10) 11/2	物理	なし		
	生物	温度が高くなると、病原微生物、腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の増殖
(14) 食肉製品	化学	なし		/17/17/19/12-17/17 同時人 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日
(11) ДРЧАКИ	物理	なし		
	生物	財水槽の管理ができていないと病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
(15) 使用水 (水道水)		財が借り1年年からさくいないと病が微生物、腐敗微生物に行来されまりなし		mmM上が、圏以際工物による行業
(10) 区用小(小坦小)	化学	なし		
	物理			定百傷 生物 一 府 財物 と かい トマンエッカ
	生物	貯水槽の管理ができていないと病原微生物、腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物による汚染
(16) 使用水 (井戸水等)	生物	殺菌装置の塩素の注入が不足すると、病原微生物、腐敗微生物が生き残ります	\rightarrow	病原微生物、腐敗微生物の生残
	化学	なし		
	物理	なし		

保管(原材料)

受け入れた原材料は、冷凍、冷蔵品であれば微生物の増殖を防ぐため、また薬品や異物等の混入防止のため、速やかに決められた場所に保管する必要があります。受け入れた原材料は、どのように保管していますか?

保管方法	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	フタがなかったり、容器が適切に洗浄消毒されていないと病原微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(1) 冷凍庫・冷蔵庫 (容器に入れ替えて)	生物	冷蔵庫内の温度が高いと病原徴生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物による増殖 腐敗微生物による増殖
	化学	容器を洗浄する時にすすぎが十分でないと洗浄剤が残ります	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	容器にフタがないと、異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(2) 冷凍庫・冷蔵庫 (そのまま)	生物	冷蔵庫内の温度が高いと病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物による増殖 腐敗微生物による増殖
(0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	物理	冷蔵庫内の取り扱いが悪いと異物が入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	フタがなかったり、容器が適切に洗浄消毒されていないと病原微生物や腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染
(3) 常温保管 (容器に入れ替えて)	化学	温度や湿度が高いとカビが増殖しカビ毒が産生されます	\rightarrow	カビ毒の産生
(11 111 (-) 111 (11) 11 (1)	化学	容器を洗浄する時にすすぎが十分でないと洗浄剤が残ります	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	容器にフタがないと、異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(a) Alfa year for finite	生物	なし		
(4) 常温保管 (そのまま)	化学	温度や湿度が高いとカビが増殖しカビ毒が産生されます	\rightarrow	カビ毒の産生
	物理	保管庫内の取り扱いが悪いと異物が入ります	\rightarrow	異物混入

保管(半調理品・無包装製品)

保管方法	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	保管容器にフタがなかったり、原材料と分けて保管していないと病原微生物や腐敗微生物に汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(1) 冷凍庫・冷蔵庫	生物	冷蔵庫内の温度が高いと病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	容器を洗浄する時にすすぎが十分でないと洗浄剤が残ります	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	保管容器にフタがなかったり、冷蔵庫内の取り扱いが悪いと異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(2) 常温保管	生物	保管容器にフタがなかったり、容器が適切に洗浄消毒されていないと病原徴生物や腐敗 徴生物により汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	もっとも微生物が繁殖しやすい温度帯のため、病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
(2) 市価休日	化学	保管容器を洗浄する時にすすぎが十分でないと洗浄剤が残ります		洗浄剤・殺菌剤の混入
	化学	保管場所の近くに薬剤等があると混入します	\rightarrow	薬剤の混入
	物理	保管容器にフタがなかったり、保管庫内の取り扱いが悪いと異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(3) 温蔵庫	生物	温蔵庫内が適切に洗浄消毒されていないと病原微生物や腐敗微生物により汚染されま	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	温蔵庫内温度が65℃以下になることによって病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	なし		洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	容器にフタがなかったり、温蔵庫内の取り扱いが悪いと異物が入ります	\rightarrow	異物混入

保管(包装製品)

包装された製品は微生物の増殖を防ぐために適切な温度で保管する必要があります。包装済み製品はどのように保管していますか?

保管方法	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 冷凍庫・冷蔵庫	生物	冷蔵庫内の温度が高いと病原徴生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	なし		
	物理	なし		
(2) 常温保管	生物	もっとも病原微生物が繁殖しやすい温度のため、病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	なし		
	物理	なし		

原材料の洗浄・殺菌

原材料の洗浄には、土壌中やの病原微生物を除去したり、金属・石・ガラス等の異物を取り除くという目的があります。 あなたの使用する原材料の洗浄工程にはどのような危害の可能性があるでしょうか?

洗浄するもの	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	土壌中には多くの病原微生物が存在し、洗浄によりある程度除去できますが、すべてを 除去することはできません	\rightarrow	病原微生物の存在
(1) 野菜	化学	周囲に薬剤等があると誤って混入します	\rightarrow	薬剤等の混入
(1) 野采	化学	洗浄剤・殺菌剤を使用した後のすすぎ不足により、洗浄剤・殺菌剤が残ります	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の残留
	物理	洗浄不足により金属・石・ガラス等の異物が残ります	\rightarrow	異物混入
	生物	環境中には多くの病原微生物が存在し、洗浄によりある程度除去できますが、すべてを 除去することはできません 特に、イチゴやブドウなど洗浄しづらい果物は注意が必要です	\rightarrow	網原微生物の存在
(2) 果物	化学	周囲に薬剤等があると誤って混入します	\rightarrow	薬剤等の混入
	化学	洗浄剤・殺菌剤を使用した後のすすぎ不足により、洗浄剤・殺菌剤が残ります	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の残留
	物理	洗浄不足により金属・石・ガラス等の異物が残ります	\rightarrow	異物混入
(3) 魚	生物	海水魚であれば主に腸炎ビブリオ菌、淡水魚であれば主にサルモネラが付着していて、 洗浄だけでは除去できません	\rightarrow	病原微生物の存在
	化学	なし		
	物理	釣り針などが付いている可能性もありますので洗浄時に確認しましょう	\rightarrow	異物混入

殺菌するもの	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	殺菌剤の濃度が使用基準より低い場合は、病原微生物は完全に殺菌できません ※基準濃度で使用している場合はほどんとどの病原生菌が死滅しますが、処理している 間に殺菌剤成分が有機物と反応すると効果が低下します	\rightarrow	病原微生物の存在
野菜・果物・魚	化学	次亜塩素酸や亜塩素酸を使用した後のすすぎ不足により、次亜塩素酸や亜塩素酸が残り ます	\rightarrow	殺菌剤の残留
	物理	なし		

《ワンポイント解説≫

【殺菌剤の使用方法の一例】

次亜塩素酸ナトリウム溶液 (200ppm) の溶液で5分間浸漬する 次亜塩素酸ナトリウム溶液 (100ppm) の溶液で10分間浸漬する

微酸性次亜塩素酸水の使用濃度は10~80ppmです 弱酸性次亜塩素酸水の使用濃度は10~60ppmです 強酸性次亜塩素酸水の使用濃度は20~60ppmです 亜塩素酸水の使用濃度は400ppmまでです

注) 食品添加物の使用基準に従うこと

解凍

解凍に時間がかかった場合や解凍温度が不適切な場合には、微生物が増殖する可能性があるため、食品は適切な方法で解凍する必要があります。 使用する食品はどのように解凍していますか?

解凍方法	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(a) VA the beau ATTV-	生物	治蔵庫内の温度が上昇することによって、病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
(1) 冷蔵庫で解凍 (容器に入れ替えて)	生物	解凍容器にフタがなかったり、適切に洗浄消毒されていないと病原微生物や腐敗微生物 により汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	化学	解凍容器の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	冷蔵庫内の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入
(2) 冷蔵庫で解凍	生物	冷蔵庫内の温度が上昇することによって、病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
(そのまま)	物理	冷蔵庫内の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入
(3) 流水で解凍	生物	水温が上昇することによって、病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
(3) 心心小 で用作果	化学	なし		
	物理	なし		
(4) 溜め水で解凍		溜め水からの汚染や流水に比べて解凍時間が長くなるなど、リスクが高いので絶対にしないようにしましょう		
(5) 室温で解凍	×	細菌が繁殖しやすい温度であり、流水に比べて解凍時間が長くなるなど、リスクが高い ので絶対にしないようにしましょう		

下処理

||__________| 使用する原材料によっては、自然毒等を含むものがあり、それらはしっかり取り除かなくてはいけません。あなたの使用している原材料には どんな危害があるでしょうか?

下処理するもの	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 野菜·果物	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	包丁やまな板などの器具類から病原微生物や腐敗微生物により食品が汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(じゃがいも以外)	生物	洗浄で落としきれなかった土壌中の病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
[化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	包丁やまな板などの器具類から病原微生物や腐敗微生物により食品が汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(2) 野菜 (じゃがいも)	生物	洗浄で落としきれなかった土壌中の病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	未熟なじゃがいもの緑色の部分や芽にはソラニン (自然毒) が含まれており、きちんと 取り除かないと食中毒の原因となります	\rightarrow	ソラニンの存在
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(3) 肉	生物	包丁やまな板などの器具類から病原微生物や腐敗微生物により食品が汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、サルモネラや 0157等の病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(4) 魚介類	生物	包丁やまな板などの器具類から病原微生物や腐敗微生物により食品が汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(ツブ貝以外)	生物	長時間の作業で品温が上昇し、腸炎ビブリオやサルモネラ等の病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物による増殖
[化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	化学	品温上昇によりヒスタミンが産生されます	\rightarrow	ヒスタミンの産生
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	包丁やまな板などの器具類から病原微生物や腐敗微生物により食品が汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(4) 魚介類 (ツブ貝)	生物	長時間の作業で品温が上昇し、腸炎ビブリオやサルモネラ等の病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物による増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	化学	ツブ貝の唾液腺にはテトラミン (自然毒) が含まれており、きちんと取り除かないと食 中毒の原因となります	\rightarrow	テトラミンの含有
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入

成型

成型では、従事者や機械器具から微生物を付着させてしまう場合があります。どのように成型していますか?

成型方法	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 手で成型	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原徴生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	器具類の破損などで異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(2) 機械で成型	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原徴生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入

加熱

加熱は、食品に存在する微生物を殺菌する重要な工程であるため、十分な加熱をする必要があります。 あなたが作る食品は、どのような加熱をしていますか?

加熱方法	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 煮る (2) 茹でる	生物	加熱が不十分だと病原微生物や腐敗微生物が生き残ります 75℃1分以上 (ノロウイルス汚染の可能性のあるものは 85~90℃90秒以上) の加熱が必要です	\rightarrow	病原微生物の生残 腐敗微生物の生残
(3) 焼く (4) 蒸す	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
(5) 炒める	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入
(6) 揚げる	生物	加熱が不十分だと病原微生物や腐敗微生物が生き残ります 75℃1分以上 (ノロウイルス汚染の可能性のあるものは 85℃1分以上) の加熱が必要で す	\rightarrow	病原微生物の生残 腐敗微生物の生残
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	化学	空気中の酸素、湿気、熱、光、金属イオン、微生物などの作用で食用油脂が酸化され、 おう吐の原因となります	\rightarrow	油脂の変敗
	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入
(7) 加圧加熱殺菌	生物	加熱が不十分だと病原微生物(芽胞性病原微生物)が生き残ります	\rightarrow	病原微生物の生残 腐敗微生物の生残
	化学	なし		
	物理	なし		

冷却

冷却方法	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(1) 機械で冷却 (急	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(1)機械で冷却 (急速冷却器・真空冷却器等)	生物	冷却が不十分だと加熱の工程で生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(2) 冷蔵庫で冷却	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
(2) 们成岬 (门型	生物	冷却が不十分だと加熱の工程で生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	冷蔵庫の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(3) 冷却水(包装品)	生物	冷却が不十分だと加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
(3) 行却水(包装品)	化学	なし		
	物理	なし		
	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
(4) 常温放冷	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	冷却が不十分だと加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	生物	空気中の病原微生物や腐敗微生物が付着します	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	容器にフタがないと、異物が入ります	\rightarrow	異物混入

加熱後加工 加熱後に加工する場合は、その後に微生物を殺菌する工程がないため、特に衛生的に作業する必要があります。食品の温度管理を徹底し、 速やかに作業を行いましょう。

加工方法(加熱後)	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 手で加工	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	器具が破損すると、異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(2) 機械で加工	生物	機械器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染 されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	器具の洗浄不足で洗浄剤・殺菌剤が混入します	\rightarrow	洗浄剤・殺菌剤の混入
	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入

包装 製品の最終的な状態が決まる重要な工程です。加熱後加工と同様に、特に衛生的に行いましょう。

包装方法	分類	危害となる可能性		危害要因
(1) 人の手が加わる	生物	従事者の手洗い不足や従事者が病原微生物を保菌していることにより食品を汚染します	\rightarrow	病原微生物による汚染
	生物	器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	包装資材が規格に適合していないと、有害な化学物質が溶け出します	\rightarrow	包装資材からの化学物質溶出
	物理	器具が破損すると、異物が入ります	\rightarrow	異物混入
(2) すべて機械包装	生物	器具の洗浄不足やはね水、結露水などで食品が病原微生物や腐敗微生物により汚染されます	\rightarrow	病原微生物による汚染 腐敗微生物による汚染
	生物	長時間の作業で品温が上昇し、加熱しても生き残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖
	化学	包装資材が規格に適合していないと、有害な化学物質が溶け出します	\rightarrow	包装資材からの化学物質溶出
	物理	機械の部品がはずれたり、機械や器具が破損すると、金属性の異物が食品に入ります	\rightarrow	異物混入

出荷 包装が終了し、いよいよ出荷です。出荷時もしっかり温度管理しましょう。

出荷方法	分類	危害となる可能性		危害要因
	生物	室温で放置したり、作業時間が長くなると、食品の温度が上昇して、加熱しても生き 残った病原微生物や腐敗微生物が増殖します	\rightarrow	病原微生物の増殖 腐敗微生物の増殖